

立命館大学大学院文学研究科

博士論文審査要旨

川那部 隆 司

Naive Physics Concepts and Their Developmental Change: Through a Comparison between Sound and Heat (素朴物理概念とその発達的变化 ——音と熱の比較を通して——)

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一一年三月三十一日

審査委員

主査 吉田 甫

副査 尾田 政臣

副査 星野 祐司

論文内容の要旨

本論文は、人がもつ自然概念に関わる素朴概念とはどのようなものであり、そうした概念にはどのような特徴があるかを検討し、さらにそれが発達に伴いどのような概念変化を被るかを実証的に検討したものである。

第1章では、先行研究を全体的にレビューしている。まずこれまで、理科の学習は難しいことが指摘されてきたが、その理由として、理科で

扱われる科学的概念自体の困難さなどの理由が挙げられてきた。しかし、近年の研究では、児童・生徒が日常生活におけるさまざまな経験を通して獲得する素朴概念の影響が指摘されている。素朴概念は、観察の結果、直観的に形成され、特定の状況と深く結び付いており、学校で教えらるる科学的概念とは異なっていることも多い。発達と教育にかかわる心理学者たちは、生徒が科学的に誤った素朴概念を理科の授業に持ち込んでおり、そのことが、学習内容の深い理解の達成を妨げていることを示してきた。こうした先行研究の知見に基づくと、生徒の素朴概念を考慮に入れた、新しい効果的な教授法を考案する必要があることを第1章で指摘した。生徒の素朴概念を考慮に入れた授業を設計することで、素朴概念が科学的に誤っている場合にはそれを科学的概念へと変化させるよう促し、科学的に正しい場合には、それを活かしてさらに理解を深めていくことが可能になる。しかし、現時点における素朴概念とはどのような特質をもっているかおよび概念変化がどのように進行するかに関する理論やデータは、まだほとんど研究が進んでいない。新たな教授法を開発するためには十分な研究が不可欠であるが、残念ながら現実からのそうした要請に応えるには、まだ道半ばと言わざるを得ない現状である。こうして、子どもが持つ素朴概念についておよび発達に伴う概念変化についての詳細な調査を行い、概念発達についての理論を発展させることが求められる。

第2章では、音と熱に関わる素朴概念の特徴を明らかにすることを目的として、音と熱に関する重力の影響などを査定する研究1が文系大学生を対象にしておこなわれた。その結果、大学生といえども、音と熱を科学的というよりは、素朴概念として捉えており、特にそれらの概念に対して物質性を付与していることを明らかにした。しかし同じ物質性とは言っても、音は重いモノ、熱は軽いモノという知識として把握してい

た。こうした結果は、熱に関する先行研究での結果と軌を一にしており、熱と音が類似した素朴概念の特徴を持つていることが示唆された。

第3章では、選択肢を提示するあるいは面接で反応を引き出すといった方法的な違いが結果に与える影響について検討した。これを検討するために、文系大学生を対象にして研究2では音について、研究3では熱について面接法によって参加者の知識を引き出した。その結果、面接による直接的な反応においても、質問紙法を主に利用した研究1と類似の結果が得られ、そうした方法の差異による違いはほとんどないことが明らかになった。

第4章では、さまざまな課題文脈を設定し、音と熱の概念を多面的に捉えると同時に、課題文脈が結果に与える影響を調べた。研究4では、音について問題状況が提示される文脈として8種類の文脈状況で課題を設定して、文脈の影響を検討した。その結果、文系大学生は、音に対して重さ、移動の速さなどといった物質性を付与していることが明らかにされた。次に、研究5では同じく文系大学生を対象に、音に関わる3種類の文脈状況（媒体の差、音の伝播、大きさと頻度）を設定して、素朴概念の特性を検討した。その結果、科学的概念を学習している文系大学生において物理現象に対する物質性の特徴を付与した結果が見いだされた。さらに、研究6では、同じく文系大学生の熱に対して物質としての理解があるかどうかを4種類の文脈状況を設定して検討した。その結果、媒体によって概念の理解に大きな影響があることが明らかにされた。また熱と温度という概念に対しても、素朴概念の点から理解していることが示された。

第5章では、発達に伴う概念変化の過程を調べるために、3つの研究が行われた。まず研究7では、科学の公的な学習を受ける前の小学5年生を対象にして8種類の課題を提示して音に関わる素朴概念の特徴を検

討した。その結果、彼らは音が伝播するためには何らかの空間が必要であり、音には重さという物質性があるという素朴概念を所持していた。これらは、基本的には、文系大学生と類似した特徴であった。研究8では、科学的概念を十分に学習している物理学専攻の大学生を対象にして音の伝播に関する問題を提示して、素朴概念と科学的概念の理解の状態の差を検討した。音に物質性があると回答した少数の大学生がいたが、予想どおりに、ほとんどの参加者は、科学的な観点から音を理解していた。次に、研究9では、素朴概念のみで概念を理解していると予想される小学3年生を対象にして、音と熱の素朴概念を検討した。その結果、彼らは、音は上から下への方向がその逆よりも早く伝わると考えており、音に重さを付与していることが明らかにされた。熱についても、同様の傾向が見いだされた。この結果を大学生と比較すると、大学生の素朴概念は、音は重く熱は軽いという2種類の素朴概念として把握しており、公的な教授を受けた後で素朴概念の変化が見いだされた。最後に、研究10では、光概念を学習している中学1年生の14時間の授業を観察・録画して、学習の過程を検討している。その結果、教師はカリキュラムに従って科学的概念を丁寧に指導し詳細に説明してから生徒に実験をおこなわせていた。それにも関わらず、生徒の発言と問題解決には、素朴概念による回答が散見されており、公的な教授を受けたからと言って直ちに科学的概念が獲得されるものではないことが明らかにされた。

第6章では、これらの研究に関わる総括がなされている。研究の結果、以下の3点が明らかになった。(1) 科学的な概念としての音と熱は、基本的にはモノではないが、いずれもモノと理解されていた。(2) 公的学習前には、音も熱も「重いモノ」と考えられているが、公的学習後には、熱は「軽いモノ」と考えられるようになるという変化が見られた。そして(3) こうした変化は、公的学習内容の影響を強く受けていた。

総括としては、素朴概念および概念変化に関する既存の理論について考察を行い、この領域における展望を指摘した。これに関しては2点ある。

1つは、学習経験が学習者の素朴概念に及ぼす影響についてである。これまで、科学的に誤った素朴概念の変化については、学習を通して科学的概念に変化するか、変化せず素朴概念を保持し続けるか、という二分法的な考えが一般的であった。しかし、本研究の結果からは、第三の変化が示された。それは、科学的に誤った素朴概念が、学習経験によって、また別の科学的に誤った素朴概念に変化する、というものである。このことは、学習者の素朴概念を考慮に入れた授業をデザインしていく上で、非常に有用な知見であり、教育実践への示唆ともなっている。近年では、体験型の授業や実験を多く取り入れた授業が広く実施されている。しかし、本研究の結果を考慮すると、こうした授業を行ったとしても、新たな、科学的に誤った概念を生じさせる可能性があると考えられる。科学的に誤った素朴概念を、科学的概念へと変化させるためには、学習者の素朴概念とその変化の過程についての理論を構築し、それを踏まえた上で、適切な授業デザイン、教授方略を実践していく必要があるだろう。今後の研究についての第二の示唆は、素朴概念自体のとらえ方に関するものである。これまで、素朴概念研究は、暗黙のうちに、独立した固有の概念の存在を仮定し、それを明らかにすることを目的としてきた。しかし、本研究の結果から、明らかにしたい物理事象にのみ焦点を当てておくのではなく、その事象に関連するより日常的で馴染みのある物質や他の事象にも焦点を当てて必要性が浮かび上がってきた。こうした観点から研究を進めることで、人の、より原初的な自然認識の姿が明らかにできるのではないだろうかと論じて章を終えている。

論文審査の結果の要旨

審査員三名の合議による総合所見を以下に述べる。

基本的には、博士論文として十分なレベルに達していることが確認された。著者の研究は、基本的には、素朴概念の中でも音と熱とに焦点を当てて、その特徴と発達を明らかにしている。先行研究では、力や運動といった概念についてはかなりの研究が展開されているが、著者が研究した熱と音については、研究が少なく、その意味で新たな地平を切り開いていると言える。これらの素朴概念を研究する際にも、文脈的な影響を加味したさまざまな問題を作成して、それら概念の多様な側面の特徴を明らかにした。また、発達のにも、公的な教育を受けていない子ども、まさにその概念を学習している中学生、すでに科学的概念の学習を終えた大学生（高校で物理を学習した理系の大学生、高校では学習していない文系の大学生）などに対して、面接法、質問紙法などの多様な方法を駆使して、発達の变化を検討している。その中で、先行研究で概念変化について暗黙的に考えられている仮定、つまり素朴概念から科学的概念への変化という大まかな発達ではなく、科学的概念を学習することで、異なる側面をもつ素朴概念が出現するという新たな知見を見いだしている。こうした知見は、概念発達が、単に素朴概念から科学的概念へとという単純な移行過程ではなく、かなり複雑な過程を経由することを示唆しており、今後の概念変化という研究領域に大きな方向性を与えるものであり、今後のこの分野でのフロンティアとなる可能性を秘めている。

しかしながら、いくつかの問題も指摘された。まず認知心理学という視点から見ると、実験方法に甘さがあるという問題である。また素朴概念と科学的概念について、知識の延長と見なしているのか、それとも知識の運用までも含んでいるのか、はっきりしないと指摘された。

さらに、合計9種類の問題を課題として使っているが、そこに一貫した狙いがあるのかどうか、明確でないというコメントもあった。また文脈の影響ということで課題を作成しているが、それは本当に文脈の影響といえるのか、むしろ内容の違いではないかとも指摘された。

こうした問題は残るものの、全体としては、9つの研究を行い、素朴概念の特徴をあぶり出し、その発達もかなり明確に同定しており、教育心理学で必要とするさまざまな要素を満足させている論文と言えよう。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は、二〇一一年六月十五日（水）午後4時30分より同日午後6時まで1時間半、末川会館第二会議室において、行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科心理学専攻博士課程後期課程の在学期間における学会誌への発表や国際学会での発表など様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

渋谷 郁子

『就学前児の不器用さと 保育者の評価に関する研究』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一一年三月三十一日

審査委員

主査 東山 篤規

副査 八木 保樹

副査 佐藤 達哉

論文内容の要旨

本論文は、就学前児である4、5、6歳児における運動不全の一つとされる不器用さが、どのような要因によってもたらされるのかを、子ども自身の活動と保育者による評価にもとづいて明らかにするとともに、日常語としての不器用の意味を明確にしようと試みたものである。結論から述べれば、前者については、保育者は、子どもの「手先の微細運動」と「身体のバランス」にもとづいて子どもの不器用さを判断し、とくに手先の微細運動については、視覚―運動感覚系のフィードバック機構の不全によって生じている可能性があることが指摘された。また、手先の器用さや身体のバランスの欠如が、社会的な行動全般の落ち着きのなさや消極的態度の醸成に波及していることが示された。後者については、保育者だけでなく一般学生も含めて、不器用あるいは器用を、身体の部分的な遂行過程に関する永続的な運動技能を表わすことばとして共通に

理解していることが示された。また保育者は大学生よりも評価的なことばとして不器用を理解していることも示された。

論文は、6章20節からなり、6種類の実験・調査の結果を収めている。各章の要旨は次のとおりである。第1章は、本論文の研究の背景と目的について述べている。この論文では、不器用とは、手先の微細な動きから身体全体の粗雑な動きに至るまで、日常生活で求められる運動を円滑に遂行することが困難な状態と定義され、少しぎこちない動きから、発達性協調運動障害 [Developmental Coordination Disorder] と名づけられる障害までを含む概念としている。この定義にしたがって、不器用な印象を与える運動とは、どのような運動であり、また不器用ということばが具体的にどのようなに使われているのかを明らかにすることを論文の研究課題としている。

第2章では、日々子どもに接している保育者に、就学前の75人の幼稚園児の不器用度を5段階（1がまったく不器用な印象を与えない、5が頻繁に不器用な印象を与える）で評価させ、その評価値が、運動のどのような特徴と相関するのかを、「子ども用運動評価検査」(Movement Assessment Battery for Children) とよばれる検査キットを用いて見出そうとした。その結果、不器用な印象を頻繁に保育者に与える不器用度5の子どもは、子ども集団全体の約15%に相当することが明らかにされ、不器用さが、「手先の微細運動」のぎこちなさと「身体のバランス」の悪さによってつづられていることが示された。

第3章では、第2章の結果にもとづいて、不器用さが、「手先の微細運動」のどのような運動パラメーター（精度と速度）に現われ、それが課題の難易度によってどのように変化するのかを明らかにしようとして、92人の子どもに対して、(1)紙に描かれた線にしたがってハサミをいれ、さまざまな形を切り出すという課題を課し、同時に(2)日常的観察に

もとづいた、養育者による子どもたちの不器用度（5段階評価）を調べるとともに、(3)「K式発達検査」によって子どもの全体的な発達の程度を調査した。

実験の結果、器用な子どもと不器用な子どもの間にはハサミの運用速度に違いが認められなかったが、不器用と判定された子どもは、ハサミの正確な運用が低下した。また、不器用性が強い子どもは、他の子どもたちに比べて、困難な切り取り課題ほど、ハサミの運用精度が低下した。この結果から、申請者は、自分の行動した結果に基づいてつぎの行動を補正するフィードバック機構が、不器用児には適切に作動していない可能性があるとして解釈した。またハサミの運用精度は、K式発達検査の認知適応領域と言語社会領域の得点と有意に相関し、課題を遂行するためには、認知的・社会的な要因が関連していることが示唆された。

第4章では、第3章の結果に示唆されたように、子どもの不器用性が、子どもの日常活動における態度やふるまいに影響するのかどうかを明らかにしようとした。ここでは保育者が、94人の子どものそれぞれの日常的活動を思い出して、彼らの行動的態度（動き過ぎる、消極的、臆病、緊張し過ぎる、衝動的など）を、MABCの中の質問項目を利用して評価すると同時に、子どもたちにはMABCの一部を実施して不器用さの指標とした。その結果、子どもの行動的態度の評価からは、「落ち着きのなさ」と「消極性」の2属性が抽出され、手先の器用さがこの2属性と有意に相関し、ボールを扱う技術は「消極性」と相関し、身体のバランスは「落ち着きのなさ」と相関することがわかった。

第5章と第6章は、不器用あるいは器用ということばの意味の分析に充てられている。89人の健常な大学生・専門学校生あるいは62人の保育者を被験者にして、運動や動作に関連する40単語（器用や不器用も含む）を、動作／非動作、過程／成果、全体／部分、経験／精神、客観的／評価的、

一時的／持続的の観点から分類するように求め、その分類結果から各ことばの特徴を浮かび上がらせ、さらにクラスター分析を同データに適用して分析したところ、どちらの被験者も、不器用ということばを、身体の部分的な遂行過程に関する永続的な運動技能を表わすと理解していたが、保育者の方が大学生よりも、精神的あるいは評価的なことばとして不器用を理解していることが明らかにされた。

論文審査の結果の要旨

本論文は、俗に不器用とよばれている運動不全を論考した研究である。不器用は学術用語でも医療用語でもなく、ときには侮蔑感や憐憫の情を誘うことがある、やや危険なことばである。そこで、表現上の誤解を招かないように、障害研究の先進地では、近年この種の運動障害を発達性協調運動障害DCDとよぶことが多く、不器用 *clumsy* ということばを避ける傾向が強い。しかし、申請者は、不器用は、就学前児の運動不全を心理学的・現象学的に捉えるのにふさわしい概念であると考え、子どもや父母や保育所などで働く保育者とコミュニケーションを図るために必要なことばであると考えた。そのような動機のもとに、申請者は、日常語であるがゆえに多様な意味を内包する不器用とよばれる運動不全の形態とそのことばの意味を明らかにしようとした。その研究結果は、上で述べたように、不器用は、DCDのように狭い運動障害をさした概念とは異なり、障害とは言えない軽微なものから重度のものまでをさしていることが判明し、「落ち着きのなさ」や「消極性」のような社会的態度や認知的傾向とも関連することが示された。論文の叙述は平明であり、各章に示された実験は内的妥当性に配慮した計画にもとづいて実施され、主張はデータが示唆する範囲にとどめられていて穏当である。本研究は、運動障害に関する心理学的研究に対して基礎的データを提供し、

このデータから導かれた結論は、父母や保育者にとっては有益かつ分かりやすい。

しかし、このような申請者の動機と意図にもかかわらず、もともと多義的な日常語である不器用という概念から、この種の運動不全の研究を出発させていることが、この研究の妥当な選択であったかどうかは問われなければならないだろう。どの概念から研究を始めるかは、その後の研究の成否を決定づける重要な選択であるが、ときおり論文の中で認められる、不器用とDCDの間の概念上の区別の不明瞭性や不器用の操作的定義の不統一（とくに第4章）は、出発点とした概念の位置づけの曖昧性に起因するのではないかと思わせる。もうひとつあえて本論文の難点を挙げるとすれば、不器用な行動の運動パラメータを明らかにした部分（第1～4章）と不器用ということばの意味を明らかにした部分（第5、6章）とが内的に関連していないところである。どちらも不器用というテーマに関連しているが、一方が行動を扱い他方がことばを扱っている、それぞれを独立して読むことができる。

しかし、このような指摘が可能であるとしても、それは、本論文が斯界に及ぼす貢献を貶めるものではない。運動不全を不器用という視点で心理学的に論考した研究は、この論文が初めてではないが、ともすれば実践に傾斜し過ぎた研究になりがちなテーマを、実験計画や社会調査の規範にしたがって研究を進め、基礎データから考察していくという研究態度はかなり評価されてよいと考える。博士号の授与に充分値する論文である。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は、二〇一一年七月一日（金）18時00分から19時20分まで、末川会館第二会議室で行われた。本審査委員会は、公開審査の

なかで申請者が行った要旨の発表は分かりやすいものであり、本論文の価値を明確に示したものと判断した。その後の審査者による質問に対する受け答えは、ややかみ合わないところがあったが、自身の論文内容を正確に述べようとして論旨を展開する力には確かなものがあった。

また、本審査委員会は、本論文の参考文献として提出された公刊論文二編について、本学大学院文学研究科人文専攻心理学専修博士課程後期課程の在学期間中に特殊教育学会の学会誌に掲載されたものであり、その研究内容が外部の機関によって高い評価を受けているものであると判定した。また英語の文献の引用等を的確に行っていることから、申請者には英語運用能力があることが認められるため、今回は外国語の試験を免除した。

本審査委員会は、以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

財津 亘

『犯罪者プロファイリングにおける ベイズ確率論の展開』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一一年三月四日

審査委員

主査 星野 祐 司

副査 足立 浩 平

副査 東山 篤 規

副査 佐藤 達 哉

論文内容の要旨

本論文では、犯罪捜査の支援を目的とする犯罪者プロファイリングの方法論が実証的に検討された。とりわけ、犯行特徴から犯人の性別や年齢層などを推定する犯人像推定と犯行の時間的予測に焦点を当てている。16件の調査研究を通して、犯行に関する推定や予測を行うために、ベイズ確率論を基礎としたベイジアンネットワーク (BNs: Bayesian Networks) を応用する方法 (ベイズ方式) が提案された。犯罪者プロファイリングにおける BNs モデルの構築とその有効性について検討することが論文の目的であった。

論文は8部から構成されている。序論である第I部では犯罪プロファイリングの概要が述べられ、第II部では単変量の分析および多変量解析による犯人像推定の結果が報告される。第III部ではベイズ統計とBNs

に関する概観、およびベイズ方式と従来の統計的手法との比較が述べられる。第Ⅳ部では連続強姦事件と連続放火事件にBNSを適用した調査研究が報告され、第Ⅴ部では連続強姦事件と連続放火事件に関する犯罪特徴と時間情報との関連が、第Ⅵ部では連続強姦における犯行の時間情報を予測するBNSモデルの構築が、それぞれ検討されている。第Ⅶ部ではベイズ方式の実用性と今後の課題が述べられ、第Ⅷ部で総括が行われる。

序章では、低下していた犯罪検挙率が平成20年になりようやく30%まで回復したが依然厳しい情勢であることから、犯罪にかかわる政策と、犯罪者プロファイリングを含む科学捜査の重要性が指摘される。続いて、第Ⅰ部第1章では、捜査心理学の定義と取り扱う領域、目撃者の記憶、犯罪者プロファイリングなどが述べられ、科学捜査に心理学が果たす役割と意義が検討されている。第2章では、犯罪情報分析の概念が紹介され、その枠組みを用いて犯罪者プロファイリング研究とその実践を位置づけている。また、アメリカ、カナダ、イギリスにおける犯罪情報分析の進展と日本の現状が比較されている。第3章では、犯罪プロファイリングで用いられる用語と、犯罪プロファイリングの内容と歴史に関する説明が詳しくなされた。犯罪者プロファイリングでは、収集された事件関連情報から事件間の関係が分析され、地理的特徴や犯人像が推定され、犯行が予測される。事件間の関係分析には、DNA情報のような法科学的証拠や目撃証言、あるいは行動科学的視点からの犯行スタイルの分析が含まれる。犯人のプロフィール作成については、犯行動機、人格類型、精神疾患などの潜在的情報を臨床的知見から推測する立場と、職業、犯罪歴、婚姻状況、年齢、性別などのような顕在的情報を統計学的に推定する立場とに分けている。犯人像の推定とともに、次の犯行を予測することは捜査上重要であるので、犯行が行われる場所と時間の予測に関する

先行研究が検討されている。第4章では、論文の目的が述べられる。犯人像推定における方法論の実務的および統計学的な問題点を提示し、それらを解消する新たな統計的手法として、BNSを用いた犯人像推定と犯行時間予測について、捜査上の実務も視野に入れて検討することが本論文の目的であった。

第Ⅱ部では、著者が行った犯人像推定研究が述べられる。第5章では、爆破予告事件が取り上げられている。クロス集計を用いて、爆破予告の連絡方法（電子ツール、電話など）と犯人の年齢層の関係、および、爆破対象物と犯行動機の関係などを見出している。第6章では、毒物を用いた殺人事件の犯人像推定を多変量解析の手法を用いて行い、犯行テーマ（道具的・表出的）により犯人像が異なることを見出している。次に、電話を使った爆破予告事件を取り上げ、3つの犯行テーマを見出し、それぞれの爆破予告犯像と犯行の特徴を明らかにしている。さらに、連続放火犯と連続強姦犯の分類を試み、どちらの場合も社会的自立性と犯罪深度の2次元が抽出された。これらの2次元に基づいて、放火犯と強姦犯を4つに類型化し、各類型における犯人と犯行の特徴を明らかにしている。第5章と第6章で用いられた統計的手法では、類似した犯罪間に一定の犯人像と犯行特徴の傾向が存在することを知らることができるのだが、実際の事件を類型に当てはめる段階では直感的に判断するしかないなどの限界が存在する点指摘される。

第Ⅲ部の第7章では、ベイズの定理に基づく統計学および確率論の概要と歴史的背景について述べ、第8章ではベイズ確率論を応用したBNSに関する説明が述べられる。BNSは事象間の依存関係を確率の連鎖として表すモデルであり、データ処理技術として近年注目されている。BNSでは因果関係をグラフィカルに表現できるため、直感的にモデルが理解しやすい利点を持つ。また、構築されたモデルを用いて、原因

から結果を推定するだけでなく、結果（事件の痕跡など）から原因（犯行者の属性など）を確率的に推定することが可能である。第9章と第10章では、BNsを用いた犯罪者プロファイリングに関する先行研究の紹介とベイズ方式の利点について述べられている。BNsでは、犯罪データに潜んでいる確率的依存関係に基づいてモデルが構築されるので、類似の犯罪を集める必要性や、変数を研究者があらかじめ選択する必要性がない。また、犯人像や犯行特徴を推定するために有効な変数を探索する計算手法が存在するという利点がある。第11章では、従来の方法とベイズ方式が比較されている。従来方式ならば、これまでに分析された類似の犯行で犯人が窃盗歴を有する確率が34%であったというように過去の集約が示されるのに対し、ベイズ方式ならば、今回の事件で得られたデータから犯人が有職者である確率が74%であろうというような推定が可能である。

第IV部の第12章では屋内強姦事件を取り上げ、BNsを用いて、犯人像の1つである就業状態を推定するモデルを構築している。九、八五九件の犯行データから、犯行特徴と関連する行動と犯行時に使用した移動手段、および被害者と強姦犯の特性などの52変数がモデルに投入された。その結果、移動手段と被害者特性が就業状態と関連することが明らかになった。作成したモデルを用いて、新たな五〇件の強姦事件を未解決事件とみなし、モデルによる就業状態の推定を行ったところ、犯人の年齢層情報がある場合（たとえば、犯人の特徴を被害者が覚えている場合）には88%の適中率を示した。第13章では、連続放火事件に関するBNsモデルを構築して、犯行者の窃盗歴および就業状態の推定を行っている。第12章と第13章では実務への応用可能性についても検討している。

第V部の第14章と第15章では、それぞれ連続強姦事件と連続放火事件を取り上げ、犯罪者特性と犯行の時間情報について検討し、犯罪深度と

犯行間隔に関連性があることが見出された。また、第16章では連続強姦事件において、犯行間隔は犯罪者の犯罪歴、配偶者の有無、就業状態、最終学歴などと関連することが示される。

第VI部では、BNsを用いて、連続強姦事件における犯行予測モデルの構築が試みられた。第17章では、強姦犯特徴、犯行特徴、犯行時間情報、犯行結果などに関する変数を用いてモデルが構築された。第18章では、多変量解析を用いて分析された犯行深度を変数に含めて犯行予測モデルを構築している。構築されたモデルは、犯行間隔が42日未満かそれ以上かを80%の適中率で推定することが示された。

第VII部の第19章では、第IV部から第VI部で述べられたBNsモデルの構築研究を踏まえて、ベイズ方式による犯人像推定と犯行予測には捜査上の実用性があると述べられる。また、第20章ではベイズ方式による実践を進めていくうえでの予測率の向上、適切なアルゴリズムの選択、効果的な運用などの諸問題が検討されている。

第VIII部は総合考察であり、第21章では筆者が行った研究を概括し、第22章ではBNsモデルの有効性を指摘し、さらにBNsモデルに基づいた犯罪者プロファイリングを警察組織の中でどのように発展させるかについて検討されている。犯罪者プロファイリングは、警察がまとめる犯罪記録に依存し、BNsモデルの有効性も実際の事件によって検証されるべきなので、犯罪者プロファイリングを組織的に進めていく必要性がある。最後の第23章では、現在の社会的状況から、犯罪者プロファイリングが犯罪捜査に大きな役割を果たす可能性が議論されている。

論文審査の結果の要旨

科学捜査における犯罪者プロファイリングでは、犯行に関する多数のデータを利用して、犯行者の特性や次回の犯行をいかに正確に推定する

かが問題になる。本論文では、変数間の関係を見出す統計的手法、多変量解析による集約された変数を仮定して事件のテーマや犯人像を分類する手法、さらにBNSを用いた確率モデルを構築する手法について、それぞれ、実際の事件にあてはめることにより実証的な検討が加えられている。そのような検証過程では、著者による分析の確からしさとモデル構築の精密さが明らかになるのであるが、同時に、分析結果やモデルによる推定が捜査実務に役立つのかということに常に考慮する真摯な態度も示されている。日本の科学警察研究所では、犯罪者プロファイリングを一九九九年に着手し、二〇〇一年から正式に分析の依頼を受け付けるようになったと論文で述べられている。日本の科学捜査の現状からも、近年注目されているBNSによる確率モデルを犯罪者プロファイリングへ適用し、ベイズ方式の有効性を実証的に示すことは、学問的意義のみならず社会的意義も大きいと考えられる。

なお、論文には正確さ、あるいは丁寧さに欠けていたと思われる部分もあった。犯罪捜査の実務や理論で用いられる用語、あるいは犯行パターンの分析結果については、もう少し説明があつて欲しいと思われた。また、多変量解析では軸の回転などの分析上の考慮が不十分であると見受けられる部分もあった。論文では、従来から用いられている統計的方法の問題点が挙げられているのであるが、たとえば計算方法によって結果が異なる点は、ベイズ統計に基づく方法であっても同じように探索アルゴリズムによって結果は異なると考えられるので、より丁寧な議論が望まれた。論文の中では、さまざまな事件が分析の対象として取り上げられ、また、犯罪者プロファイリングの過程では多様な統計的手法が用いられるため、論文の構成において観点の整理が十分とはいえないという印象がいくらか残った。

このように、いくつかの課題や問題点が指摘されたが、犯罪者プロファ

イリングで用いられる統計的手法の変遷とベイズ方式の妥当性を示そうとした論文の目的は十分に達成されていると考えられ、学位授与に値する論文であることが認められた。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一一年一月十八日午後6時30分から8時まで、清心館五〇六教室で行われた。財津氏は、本学大学院文学研究科心理学専修博士課程前期課程を修了し、富山県警本部刑事部科学捜査研究所に奉職後、研究成果を論文としてまとめ、学術雑誌に積極的に発表している。本審査委員会は、財津氏のこれまでの研究活動と公開審査での質疑応答を通して、博士学位に相当する能力を有することを確認した。なお、経歴および研究内容から専門領域に関する財津氏の学力を確認できるため、本学学位規程第二十五条第一項により専門領域に関する学力試験を免除した。また、研究成果を公表した学術雑誌には海外で発行されている英文誌も含まれ、財津氏の英語運用能力の高さが認められることから、本学学位規程第二十五条第一項により外国語の学力試験を免除した。

上記の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第二項に基づいて「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

金子 貴昭

『板木デジタルアーカイブ構築と 近世出版研究への活用』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇二〇年九月二十五日

審査委員

主査 赤間 亮

副査 永井 一彰

副査 中西 健治

論文内容の要旨

板木とは、印刷・出版のため、文字や絵図を彫り付けた板をいう。江戸時代には板木を用いる整版印刷が主流となり、情報伝達が書写から出版へと移行し、大量の印刷物が残されることになった。本論文では、奈良大学が所蔵する大規模な板木コレクションをその中心的な研究対象とし、デジタルアーカイブ、イメージデータベースの活用という、情報技術を駆使した新しいデジタル・ヒューマニティーズ型研究の成果として提出された論文である。

提出論文は、序章、終章を含めて、以下に示す全八章からなる。

序章 「板木」を研究資源として扱うにあつて

第一章 板木デジタルアーカイブ構築の方法とその意義

第二章 板本の板木 その基本的構造

第三章 板本に表われる板木の構成 紙質・匡郭

第四章 佐々木惣四郎の出版記録

第五章 『賞奇軒墨竹譜』の板木

第六章 藤井文政堂所蔵『十卷章』の板木

終章 課題と展望

序章では、研究史上、これまで板木がどのように扱われ、どのように評価されてきたのか。板木そのものの研究としてはどのような動向にあるのかを述べ、出版史、書誌学の根幹に位置する研究資料でありながら、十分に活用されてきていなかった点を指摘する。この最大の理由として、資料の複製の難しさ、同時に共有化の必要性を述べ、基盤となる研究方法を明確にする。また、本論文全体として解決すべき課題を六カ条に互り明記し、各章の位置づけを述べている。

これを受け、第一章では、本論文の基盤手法である、デジタルアーカイブ、ならびにイメージデータベースの構築について、その設計にかかわる板木の研究資源としての性格を具体的な事例をとりあげながら、デジタル画像化、ならびにメタデータの策定、イメージデータベースの必要性について詳述する。また、構築されたイメージデータベースのもとに、研究活用の具体的な効用について記述されている。デジタル・ヒューマニティーズ型研究手法の典型的な成功事例として特記できよう。

第二章では、板木の基本的な構造について、板本と板木との関係を述べた上で、板木の概要を記述し、基本要素を、外寸、構成、袋・題簽、木札、接合、見当、反り止め、彫りの深さに互つて、新説を随所に入れながら述べる。そして、板木に言及する場合に最も問題となる「入木」については、木材の節を原因とする事例をあげ、板本のみでは解決できない、板木そのものを対象にすることの重要性を指摘する。

第三章では、板木の特徴と性格を踏まえて、板木の存在しない（消滅してしまった）板本の場合にも適応できる普遍的な書誌の解説方法を、板木の存在する十五の板本の事例を取り上げることで提案する。紙質や匡郭の高低差を利用し、かつ木材の側の収縮率という従来の書誌学では全く思いつかなかった新手法を導入している。

第四章では、一転して、書肆が記録してきた「出版記録」を取上げる。現在も古書店として営業を行っている竹苞楼（佐々木惣四郎）が伝えている出版記録について、詳細に検討する。ここでは、実際の板木の現状を比べることで、より正確に出版界の動向について解明できる点を具体的な事例を挙げながら説明している。そして、『酔古堂剣掃』、『梁塵愚案鈔』、『金元清詩類選』の出版過程について、新説を提示することができている。ここでは、板木や出版記録など、関連する情報を撚り合わせることで板本書誌学が完成することを如実に実証した。

第五章では、第四章までに獲得した新たな板木研究の方法論を踏まえ、幻の書物とも呼ばれたこともある『賞奇軒墨竹譜』を事例にとりあげ、いわば整版出版の現場でおきるすべての事象について、網羅的、具体的にその過程を追う。

第六章は、最古の整版出版を行った高野版に関する研究である。板木の形態研究によって、高野版の先行研究の盲点を突く指摘のほか、高野版を狭義に高野山上にある板木、広義に山外にある板木を含むという基本的な定義が明快である。山外板木にあたる藤井文政堂所蔵の『十卷章』について、現存の板木の枰方板木という特殊な形態を粘葉装本、袋綴本両方に対応するためであったことを解明する。藤井文政堂現当主へのヒヤリング、現存板本の博搜、さらには、売買記録文書などから、智積院とその仲介者金屋佐兵衛との関係を導き出している。

終章においては、本論文全体を要領よくまとめ、さらに課題と展望を

述べるが、板木の材料である木材の流通、東アジアの板木文化圏への視野など、本研究の今後の発展性がより強く実感させられるものである。

論文審査の結果の要旨

本論文の特長の第一は、奈良大学との共同研究をプロジェクト研究型で推進したことである。研究対象である大量の板木をデジタル撮影し、関連する資料も含めてデジタルアーカイブを構築しながら、誰もが「同じ情報」に辿り付くことができ、研究成果に対する客観的評価を可能とする環境を完全に担保した上で、自らの研究成果を並行してあげていくという、きわめて新しいタイプの研究方法である点。第二には、原物の残る板木と、出版記録、板木管理等の断片的な記録・記事、ならびに板上に現れる現象とを有機的に結びつけて、板本出版のメカニズムを闡明にしようとした研究であるという点である。

このメカニズムの普遍化によって、現在では板木の存在しない板本における板木の実態について推測を可能にしたものであり、日本の書誌学の中で大きな部分を占める板本書誌学に対応させて「板本書誌学」と呼べる新しい学問分野を開拓したという点は、大きな功績であろう。

本論の中で（一八七頁）

板木を研究資源として扱い、板本・出版記録と併せて参照することによって、刊行経緯が明らかになるだけでなく、それに即して現場で何が行われたのかということが、手に取るように判明していった。

板本の物理的な構造はもちろんであるが、板木が出版の現場でどのような扱われ、どのような操作が加わったのかという情報の蓄積により、本論中に提唱した「板本書誌学」が形成されていく。この板本書誌学こそ出版の現場レベルの情報を伝えてくれるのであり、これが板本書誌学に還元される時、板本書誌学・出版研究を刺激するこ

とは間違いない。

と説くが、板本書誌学・近世出版研究を根底から再構築させるに足る、あるいはその可能性を十分に感じさせ得る論文となっている。

この論文がきわめて特殊な高みにあることは、たとえば、本文中で頻繁に触れられる板木に対応する立命館大学A R C蔵の板本が、実は申請者の研究活動の中で蒐集され、A R Cの所蔵品として本人自身の手で登録されたものであること、いわば博搜に博搜を重ねた上で、資料そのものを用意し、データベース構築もそのネットワーク環境の構築から、データ整理、システム開発までを自らの手で行ない、資料閲覧の研究環境まで基盤として用意するという周到な手続きを踏んだ研究活動であり、成果であったことからわかる。

各章・各節ごとに新見が散りばめられ、読者は、ジグソーパズルが出来る過程に立合っているかのような興奮すら覚える。たとえば、序章の第一節において、板木にかかわる話題として最も多く取上げられる人物の首の象嵌問題では、人物の似顔をすげ替えることを目的とするこのみの説明がされているが、この説明が実状にそぐわないことへの疑問などは、これまで考えられて来なかった指摘である。

第一章では、これまでの所蔵機関・研究機関でも実現できず、筆者が始めて実現した板木デジタルアーカイブの手法を細かく述べているが、二次元画像の取得方法、それを使ったイメージデータベースの構築手順など、今後、立体物を含めた研究資源データベースの構築方法の規範となるものだろう。

第二章の新見は、板木の基本構造を踏まえた上での初めての指摘である入れ木と木材の節との関係で、材料への肉薄を可能とするテーマならではの発見である。

さらに事例を挙げれば、第三章での、紙質や匡郭への視点である。板

木というテーマでありながら、紙でできた書籍を小口や柱刻側から分析する点、まったく先人の気づかなかった視点であり、その基本構造の理解の上で、書籍への日常的なアプローチや愛着度が推し量られるものである。

第四章は、文献上の記録と板木の現状、さらには結果としての板本を突合せる手法で、本分野の開拓者の一人である永井一彰氏もすでに行っている方法であるが、この研究の背後にある情報のデータベース化によって実現できた詳細な分析結果が特徴である。

第五章は、本論をまとめていく過程で、幻と言われた本書に板木が存在し、その後、次々と板本が発見されていく様相が叙述されることも醍醐味があるが、こうした出版活動の事象を、幻の書によって具体事例としたところに、本研究によって筆者が獲得した膨大な情報量と知識が垣間見られるところである。

第六章は、現状では、非常に特殊な枠型形状とし保存されている『十卷章』に取上げている。袋綴本を粘葉装本にするための手法であるこの板木の報告自体が全く新発見であるが、これをもとに高野版の定義をより明確にする山外板木の実態解明は、誰も着手していなかった内容であり、記録文書と板木の情報が関係し合い、いわば、点を線に、線を面にして、論が完成していく醍醐味を味わわせる。大覚寺系やその他の寺院の動きについては触れられていないが、今後の展開が十分に期待できる。終章では、まとめにとどまらず、京都で出版文化が開いた理由を水運の発達に求めるなど、新見解の指摘であり、すぐにも一篇の論考としてまとめるべき内容のものである。また、課題の一つである国際的な比較板木研究の必要性では、東アジアの出版文化の交流が視野に入っている点も興味深い。

審査においては、本論文の論点に対する瑕疵にあたる指摘は認められ

ず、客観的に淡々と論述する姿勢に対しての高い評価があった。なお、一部に誤植がみうけられるが、博士論文として提出されるにあたっては、慎重に校正すべきであったろう。

しかしながら、「板木書誌学」の語で象徴されるように、これまでの書誌学にはない、全く新しい概念を提示し、新たな書誌・出版史研究の方法を導きだしたことは、高く評価されるものである。

以上の如く、本論文は博士論文として十分な成果が認められるものというのが審査員の一致した意見であった。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一一年一月十四日14時40分から17時まで、アート・リサーチセンター多目的ルームにおいて行われた。申請者は、本学大学院文学研究科日本文学専攻博士課程後期課程の在学期間中、本課題に関して、審査のある学術雑誌に二本の論文と、単行本に一本の論文を発表し、学会発表も国内において三回行っている。審査委員会は、これに加え、データベースの公開、その他の様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当と認めるものである。

李 姫 垠

『大正期野上弥生子文学の考察』

——愛情と家庭における理想主義の実現——

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一一年三月三十一日

審査委員

主査 瀧本和成
副査 中西健治
副査 木村一信

論文内容の要旨

本論文の目次は、以下の通りである。

序論

本論

第一章 大正期の野上弥生子

第一節 大正期の作品傾向

第二節 弥生子の作家的出発

第三節 西欧文学の影響

第二章 「女性」としての野上弥生子——愛情小説へのお発

第一節 「ある女の手紙」と「K男爵夫人の遺書」

第二節 野上弥生子と中勘助

第三節 大正期の貞操観念

第三章 「茶料理」への道筋

第一節 「或る男の旅」から「茶料理」へ

第二節 「茶料理」の作品分析

第四章 新しい時代における「母親」像の実現

第一節 「小さい兄弟」論

第二節 子供中心時代の大正期

第三節 明治女学校と『女学雑誌』

第五章 弥生子が描く大正期の新家庭と「主婦」

第一節 女中物語三部作（「お由」「小指」「渦」）

第二節 婦人雑誌に見られる大正期の新家庭

第三節 新中間階級の登場と「主婦」

結論

以下、本論文の要旨を述べていきたい。

野上弥生子の文学は、これまで、主に、昭和期に書かれた「迷路」、「秀吉と利休」、「真知子」などの長編小説がその代表作品として論じられ、評価されてきた。大正期の作品では、「海神丸」くらいが評価の対象であった。つまり、大正期の弥生子作品は、あまり注目されないきらいがあった。しかし、大正期という時代は、弥生子にとって個人的にも、作家的にも一種の過渡期として重要な意味をもっている。それは、弥生子が三十代という人生の壮年期を迎え、三人兄弟の母親になり、人間の成熟を求めていく時になったこと、また、明治40年から始めた創作活動が大正期になって作品に深みと成熟を見せ始めたことを意味する。明治期の写生文の時代から、昭和期の本格的な長編小説の時期の間にあつて、弥生子は、自らの周辺の人物や、身近に生活する人々をその題材として選び、愛情、家庭、生活、子供、「女中」といった事柄、人物に目を向けていく。

主に、短編小説でもって弥生子がこの期に追求した主題は、大きく二

つに分けることが出来る。その一つは、男女間の愛情問題とそれに関する倫理意識に関するものであり、いま一つは、弥生子の外部を取りまく環境、すなわち一番身近な集団である自らの家庭の問題である。

まず、本論の第一章においては、弥生子にとって大正期と言う時代がどのような意味をもつのかを具体的に調べてみた。第一節では、明治期から大正期にいたるまでの、作品傾向の分析と作風の変化について考察した上で、その中の愛情小説の位置を確認し、第二節では、作品の題材や作風の変化をもたらした弥生子周辺の出来事について具体的に調べた。主に、自己周辺から作品の題材を取り、その触発から作品の構想を打ち立てていく弥生子の創作スタイルにおいては、弥生子自身の経験は作品の背景に大きな影響を及ぼす。弥生子の大正期は、個人的には結婚に続く出産と相次ぐ親族の死が彼女の感性に刺激を与えており、作家的には夏目漱石からの指導や『青鞥』などの女性雑誌への参加などが創作活動に影響を与えていた。それらの出来事と作品との関係をこの節において検討してみた。第三節では、弥生子の一連の愛情小説に影響を及ぼしたと考えられるジェイン・オースティンの「高慢と偏見」と弥生子の作品との関連性を浮き彫りにし、愛情小説の背景に位置する西欧文学との関係を探る。

第二章、「女性」としての野上弥生子——愛情小説への出発では、愛情小説の系列に括られる「茶料理」以前の作品の分析とその内的要因と外的要因を具体的に調べてみた。第一節では、大正初期に書かれた「ある女の手紙」と「K男爵夫人の遺書」は、内容や形式において類似点が多く、両作品の比較を通して、その中に描かれる愛情問題の形と弥生子の問題意識とを浮き彫りにした。第二節においては、弥生子の愛情問題における倫理意識をより深く追求させる内的要因となった中勘助との交際の事実を、彼女の日記や書簡を通して確認した上で、作品構想に与え

た影響を考えてみた。第三節では、作品の中で描かれる女主人公たちの貞節観念を裏打ちする、大正期の社会的雰囲気や、貞節観念に対する一般的な認識を確認してみた。

第三章の「茶料理」への道筋では、本論の中心となる「茶料理」について論じた。まず、第一節では、「茶料理」への方向性が示されている「或る男の旅」の分析を通して前作と区別される作品的成長を明らかにした。そして、第二節において、前の作品から受け継がれた愛情問題に対する作家の姿勢が「茶料理」に来てどのような変化を見せているかを明らかにした。さらに、大正期の愛情小説における「茶料理」の意味と、弥生子がこの作品を通して何を目指そうとしたのかについて考察をした。愛情問題を主題とした諸作品の分析とそれを裏打ちする背景に対する検討をもとに、大正期において追求し続けられた、野上弥生子の愛情小説の性格を明らかにし、弥生子の作品的な側面と人間的な側面における成長を確認することを目標とした。

第四章の第一節では、大正期の弥生子の主な関心事であった子供を題材にした一連の作品（「小さい兄弟」「五つになる児」「新しい命」「母親の通信」など）の分析を通して、その特徴と傾向を明らかにした。第二節においては、家庭と子供という存在への新しい意識と関心が高まっていく大正期において、家庭教育と学校教育の変遷を探り、弥生子作品への背景としての影響関係を分析する。そして、第三節では、弥生子の価値観に多大な影響を及ぼしたと考えられる明治女学校での教育と『女学雑誌』に現われた大正期における教育観、家庭観の特徴を分析した。

第五章の第一節では、家庭の中のもう一つの重要な存在であった「女中」を描いた一連の作品の分析を通して近代化の中で形成された新しい家庭の姿の特徴と、弥生子の家庭物語の独自性を明らかにし再評価を試みた。第二節では、弥生子の作品に見られる主婦としての姿を、大正

期に急増した婦人雑誌の中の主婦像との比較を通してその影響関係を探り、第三節では、弥生子の家庭物語が主にその対象として描いた新中間層という新しい階級の登場に注目し、その時代の特徴への理解を深めるとともに、弥生子が目ざした理想的家庭の姿を追求した。

結論としてまとめみると、大正期の野上弥生子の作品は、大きく二つのテーマに区分出来た。非党派男女の愛情に関わる問題であり、もう一つは新しい時代にふさわしい、家庭における母親と主婦の問題である。前者について弥生子は、題材的にもテーマ的にも通底するいくつかの作品を通してその問題を自身の体験を背景に置いて描き、追求した。その一つの達成が「茶料理」であり、ここで、結婚後にも続く夫以外の男性に対する精神的な姦淫とその断罪に苦しみながらもエゴイズムと抑制の相克という人間の心理を解剖し、最終的には、理想的な形の再会の場を作り出す。そこに、青春との決別、過去の情熱から友情への昇華へと自らを導いていった女性を造型したのである。

また、一方、家庭を担う一人の母親、主婦として常に理想と現実の間で悩み続ける姿を題材にし、そこに大正期の社会的な動きも取り入れ、新しい時代・社会における新中間層の一女性像を弥生子は、見事に描き出したと評価したい。

愛情と家庭の問題について、大正期という我が国の文化的な側面からいっても大きな動きを見せた時期に、野上弥生子は、自分にとって必然のテーマを短編小説という形で世に問うたのである。

論文審査の結果の要旨

審査には主査瀧本和成教授、副査中西健治教授、副査木村一信教授（ブール学院大学）の三名があたった。本論文は、野上弥生子文学の大正期の短編小説を中心に論じたもので、その点に特色を有している。従来、

弥生子に関しての多くの論文や研究書、評論は、主として昭和期以降の長編小説を対象として論評がなされてきた。また、弥生子の思想的経歴や倫理的側面、あるいはその哲学的思考といった弥生子の硬質な側面に重点を置いて論じられる傾向があった。

論者は、それに対して、三つの特徴ある観点から、これまで論じられることの少なく、しかも見逃すことのできない弥生子文学の特色をあげ、そこから作品分析を基軸にして本論文の論述をなしている。方法としては、オーソドックスであり、確かな読みが提示されている。論者の設定した三つの特徴は、まず、第一点は、大正期の短編小説に価値を見出したこと、第二点は、それらの短編小説群を題材、テーマから「愛情小説」と「家庭小説」といった系列を見出したこと、第三点として、その二つのテーマは、大正期という時代・社会と深い関わりを持っていて、その背景を作品の分析に取り入れたことである。以上のような特色をもった本論文は、単行本として刊行されたならば、野上弥生子文学研究史におけるひとつの空白を突いた優れた観点による研究書として、韓国はもとより日本の近代文学会においても高い評価を受けるものと思われる。

弥生子は、一九一四年（大正三年）に「ある女の手紙」を発表するが、こののち、女性の人生において最も賢明に思慮をはたらかせることが要請される愛情、結婚問題、また、結婚後も続く精神的な動揺という点に焦点をあてた一連の作品を書いていく。「K男爵夫人の遺書」（一九一五年）や「或る男の旅」（一九二一年）などがその系列にはいる。論者は、これらの作品を、結婚という当時の女性にとって人生の大きな分岐点に左右される女性の運命と、それへの対処の仕方、また、結婚制度の下で起こるさまざまな愛情の形を導き出すべく、作品の題材と主題の面で工夫をこらしているのを見る。いずれの作品も、「過去」の愛情と恋愛が物語の前提とされており、それを「現在」においてどのように対処するのかと

いう問題へと展開されていくのである。弥生子がこれら一連の作品において企んだ、こうした作品の構図をしっかりと指摘しているところは、作品分析に基点をおいた論者の姿勢として評価したい。そして、弥生子が作品の主人公（もちろん、ヒロインであるが）を通して打ち出そうとしたのは、男女の間に存在する愛という感情を、欲求に対する抑制という倫理的な側面から、いかにより高い感情へと昇華できるのかということにあると解する。すなわち、恋愛という異性への感情から出発し、その感情をより高い精神的なものへの希求を追求した弥生子のこれらの作品群は、崇高なものから、恋愛そして欲望に至るまでさまざまな意味で用いられる概念である愛情という言葉が、これらの短編小説の特色を的確に表現出来るのだと論者は結論づける。ここから、かねてから弥生子の短編小説中では評価の高かった「茶料理」への道がつながるとしていく論理展開は、説得力がある。

また、弥生子の実生活としての中勘助との「所謂恋愛事件」を調べ、日記や書簡などを用いて論証していくが、この点は、やや、弥生子の自ら書いた言葉にとらわれ過ぎていく感があり、また、作品中の言葉を事実と安易に結びつけているところもあって、より慎重さが必要であったと思われる。さらに、明治期末より大正期にかけては、いくつもの「恋愛スキャンダル」が社会や文壇を賑わしたが、そこからこの期は、個人的、社会的に貞操観念の揺らぎと議論とが沸騰したことに論を進めている。弥生子は、自身の体験とこうした社会的情勢とを視野に入れて作品を書いていくことに着目した点は優れている。「茶料理」が、弥生子の問題意識の結論であり、また、一つの出口、方向性を示した作品であることの論証も適切であった。

第二の主題としての家庭や家族間の問題については、これまで評価は分かれていた。一つは、子供や家庭のことを題材とする弥生子作品は、「母

親の愛情の記録」ではありながら、それだけではなく、「あえて社会小説の「類」に入れられる小説となっている（谷川徹三）とか、また、弥生子の「生命思想の自覚の産物であり、後年に及ぶ彼女の文学の原点となる」（助川徳是）といった肯定的な捉え方があり、また一方、これらの作品は「思想上の平民主義をうちたてることの努力を倫理的には意図しながら、それらの人物の実生活上では特権の上にはほとんど無意識に坐している」（渡邊澄子）といった厳しい見方もあった。

論者は、こうした賛否両論に対して、作品が書かれた当時の時代状況を十分に視野に入れないで論評がなされているとし、現代からの視野のみで論じられているという。大正期は、西欧から流入された新しい教育観や家庭観などが旧来のそれらと激しくまじりあった時であると捉えている。新教育主義による児童中心主義が日本の学校教育と家庭教育とに与えた影響の後を、論者は探っていく。その中から、子供一人ひとりの個性と自由を尊重しようとする教育理念が、理想的な形で実現されているのが「小さい兄弟」（一九一六年）を始めとする弥生子の子供物語であると見る。

もちろんそこに、渡邊が指摘したような弥生子の理想と現実とのギャップが垣間見られなくもない。エリートというより貴族主義にすら見えかねない主人公の家庭において実践されようとする新しい教育が、過保護的であり、差別的である感も否めない。が、主人公は、そのことに意識的であって、手放して自らの新中間層の生活を謳歌しているわけではない。論者は、そのことを見逃すことなく丁寧に論じている。そして、弥生子がうけた教育の原点に、明治女学校時代の厳本善治の『女学雑誌』があり、そのことと新しい教育の受容についても言及を試みている。「女中」問題を題材にした作品においても、教育といった観点と当時の社会的規範との葛藤も視野に入れて論じている。

このような優れた創意に満ちた論文であるが、いくつか論じ足りなかったところや表記上の瑕疵が見受けられ得なくもない。その一つは、当時社会を賑わした姦通やスキャンダラスな男女の事件、さらにそれらを題材にした作品と弥生子作品との比較を、より詳しくしなければならなかった点が課題として残されている。弥生子作品は、余りに理知や倫理で問題を解決していて、そうでない他の作品（たとえば有島武郎や谷崎潤一郎などの作品）を視野に入れると弥生子の特徴がより明確になったであろう。夏目漱石の作品ですら、弥生子と比べると感情的であり、倫理を越える愛の激しさが取り上げられ、描かれている。また、弥生子の大正期の短編小説が文壇、文学界、読書界において、当時、どのように受け止められ、評価され、受容されていたのかについても考察の視点が欲しかった。それを加えると、より、本論文の特色が明確になったであろう。以上、総合的にみると本論文は博士論文として高い水準にあることは、審査委員会の一致した意見であった。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一一年七月二十九日（金）、13時30分から14時40分まで、啓明館多目的室にて行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

審査委員会は、以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

池田 啓悟

『プロレタリア文学運動の組織論と創作法』

——中條／宮本百合子を中心とした一九三〇年代
プロレタリア文学の実践——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一一年三月三十一日

審査委員

主査 中川 成美

副査 瀧本 和成

副査 浦西 和彦

論文内容の要旨

本学位請求論文は、一九三〇年代から四〇年代の戦間期における宮本(中條)百合子の文学的活動を通して、プロレタリア文学運動の理念と目的は、如何にして実践されたか、あるいは挫折を余儀無くされたかを明らかにしようとするプロレタリア文学研究である。目次は以下のとおりである。

序 章

第一章 交錯する〈社会主義〉——中條百合子「ズラかった信吉」論——

第二章 「女事務員」の発見——中條百合子「舗道」論——

第三章 〈中絶〉される論争——「愛情の問題」をめぐる林房雄と中條

百合子——

第四章 〈組織〉と〈創作〉の闘争——「右翼的偏向に関する論争」と

中條百合子——

第五章 「宮本百合子」の生成——中條／宮本百合子「小祝の一家」論——

第六章 「雑沓」系列の射程——宮本百合子「雑沓」「海流」「道づれ」

と社会主義リアリズム

結 章

(約一五七〇〇字)

本論文は先ずソ連留学から帰国しプロレタリア作家同盟に参加して創作活動を始めたときから説き起こされている。第一章では、宮本百合子が一九三一年に発表した「ズラかった信吉」という現在百合子研究において殆ど取り上げられることのない作品について論述している。三〇年代の百合子の文学的諸実践を特徴付けているのは、「指導方針」と「組織論」との関わりである。百合子は、指導方針にもっとも忠実であらんとした作家のひとりであり、この「ズラかった信吉」は、ナップの「組織的生産」という方針に従って書かれたものであった。直接的な労働問題を国際的な視野から描こうとしたこの作品の評価は当時高くなかった。百合子のそれまでの作家的技術の面からも不燃焼な作品である。「組織的生産」の弊害とも言える影響がそこには見られるのだが、それでも百合子はそこで新しいプロレタリア文学の可能性を志していた。それは女性労働者の発見である。この年、小林多喜二は「新女性気質」を『都新聞』に連載するが、ここには女性労働の社会的認知の低さが前景化されている。百合子はそうした傾向をより進めている。この作品で女性労働者は重要な役割を果たすのだが、消費組合突撃隊が結成される討論会という作品のクライマックスで、百合子は明らかに女の問題とされてきた消費の問題を、プロレタリアート全体の問題としてここで提出しよう

としている。その意味でこの「ズラかった信吉」は再度検討が必要とされるべきものであり、百合子のプロレタリア文学作家としての出発を刻する作品となっていることを池田氏は指摘した。

第二章では、女性労働者そのものを真正面からあつかった「舗道」（一九三二年）を取り上げている。これはナップからコップへの組織的転換期に書かれており、作品の成立や内容に当時の指導方針が色濃く影を落としている。特にコップの文化サークルに関する方針が、作品に強く取り込まれて、一種の教化小説となっている。しかし、百合子が対象とする「婦人労働者」を扱うことによつて、その諸問題に百合子はアプローチしていった。女性労働者の中にある学歴や企業間格差など様々な亀裂や分断に着目し、妊娠や墮胎など生殖にまつわる問題、あるいは今でいうセクシャル・ハラスメントの問題から、女性たちを独自の利害をもつた集団、つまり「階級」として描こうとした点を、池田氏はここで詳細に分析している。

第三章は、百合子の評論「一連の非プロレタリア的作品」（一九三三年）によつてひき起された論争（右翼的偏向に関する論争）と、その背景を分析している。この時期の百合子は小説よりも評論が評価され、非合法日本共産党の中枢部に近かつたこともあり、それらは一定の効果をもつた。この論争は、百合子と林房雄の対立であると同時に、指導部と反指導部の対立でもあつた。百合子ら主流派にとつて、片岡鉄兵が一九三一年に発表した「愛情の問題」やそれに連なる一連の恋愛小説は、ナップ中央部からは浅薄な大衆迎合として斥けられるが、林は自らが紹介したコロンタイズムを中核において、人間の本質的な意識である性の問題に迫っていくことの重要性を指摘した。百合子はそこに「通俗化」の危険性があることを鋭く指摘して林らを批判したが、その返答としての林の文章があまりに女性蔑視に満ちたものであつたことから、百合子はそうした

男性中心的な性と生殖の在り方についてを再び批判したが、理解されないままに弾圧の激化のなかで中途半端に終わってしまった。百合子の視点は一見、教条的な中央部と歩みを同じく見えながら、実はそこに「女性」の問題にプロレタリア文学運動をひきつけようとする試みがあつたことを池田氏は分析、それが中央部方針と背馳している「ねじれ」の在り方を指摘した。

第四章も同じ論争を違った角度から取り上げている。ここで池田氏は「右翼的偏向」という言葉の変遷を追い、その言葉によつて表象された文学的認識について論述している。「指導のポリシェヴィキ性」ということを中核において、徐々に硬化していく創作方針に対して、林房雄などは「左翼的逸脱」と批判するが、ナップからコップへの組織変換に伴う上位下達方式は、過酷な国家弾圧の前にもろくも崩壊して、一九三四年に作家同盟の解散となる。この時期に創作方法の理想的形態として社会主義リアリズム論が強制されるが、組織の解体、創作方針の変化についていけないプロレタリア作家たちは、弾圧の激化とも相俟つて、書けなくなつていってしまう。百合子もまた混迷のなかに至りながらも「非プロレタリア的」作品への深い危惧を抱くようになっていった。池田氏は百合子の文学観の変化を追いながら、創作への手掛かりを求めようとするこの時期の百合子について考察している。

第五章では「小祝の一家」（一九三四年）を、第六章では「雑沓」「海流」「道づれ」（一九三七年）の連作を取り上げ、作家同盟解散後、百合子が切り開こうとした文学的空間の問題に池田氏は分析を加えた。社会主義リアリズム論は、それまでの唯物弁証法的創作法を批判するものとして登場した。指導部は、社会主義リアリズムが指導部のこれまでの方針の批判につながることをおそれ、その受容には慎重であつた。実際、社会主義リアリズム論の根拠とされたエンゲルスのバルザックを評価した手

紙は、社会主義リアリズム論の紹介以前に林房雄によって援用されていた。社会主義リアリズムは彼の立場を後押しするものと見えたのである。そのため百合子も当初は社会主義リアリズムの受容をためらっており、それが変わるためにはバルザックの研究を通過しなければならなかった。百合子はこの研究を通して、主人公と作者のあいだ、いいかえるなら素材・対象と語りのあいだに相互関係が生じていると考えた。そして、バルザックは素材・対象として「未来の真の担い手」＝プロレタリアートを発見しつつも、そこに結合していくことが出来なかったとした。そこで百合子は独自の語り手概念を作り上げて、バルザック以降の20世紀社会を生きる人間の文学方法として社会主義リアリズム論を指定する。「小祝の一家」から「雑踏」、「激流」、「道づれ」という自伝的作品の骨格をなしているのは、個、それも女性と対社会の問題である。百合子はその表象の表し方として社会主義リアリズムを獲得したのであると池田氏は結論する。

結章では、ここまで見てきた百合子の諸実践が、百合子の代表的作品の多くを含む戦後文学とどのように結んでいくかに言及した。「雑踏」周辺の作品は戦後の「二つの庭」と同じ素材を扱っているため「二つの庭」の習作程度に見られがちであるが、実は戦前期に百合子が初めて獲得したプロレタリア文学創作方法としての社会主義リアリズム論が縦横に駆使された手法がとられていると池田氏は力説している。むしろ、「二つの庭」に希薄になってしまったそうした側面をどのように考えていくかということに論点の中心を置いている。それはこの時期の百合子作品の新しい見解を獲得しようとするものである。池田氏は百合子が三〇年代に模索し獲得していった手法の意味を理解することなく、「セクシュアリテイ」や「家父長制」といった概念だけで百合子の戦後の作品を理解することの危うさを指摘しているが、早くから運動内部にわだかまる

「労働女性」の問題、そして女給などを含めた「女性労働」の問題を、運動のなかに正確に位置づけようと試みながら、その運動理論の前にその意思を貫けなかった経緯をきめ細やかに追いながら、20世紀日本文学を代表するこの女性作家の複層する文学的課題の困難に向き合った。主に戦前期のプロレタリア芸術運動理論と、その実践、また挫折、弾圧のめまぐるしい変遷を丁寧にとどつた内容となっている。

論文審査の結果の要旨

論文審査には主査中川成美教授、副査瀧本和成教授、副査浦西和彦教授（関西大学文学部）の三名があつた。本論文は宮本百合子の戦前期のプロレタリア文学運動とその組織理論、方針のなかでどのような思考と実践が行われてきたかについてを論述したものである。20世紀日本文学を代表する女性作家として宮本百合子研究はこれまで多くの先行研究を重ねてきたが、戦後から六〇年代までの百合子研究がプロレタリア文学研究の一環として行われてきたのに対して、現在は主に作家研究、ジェンダー研究の側面からなされる傾向が強くなっている。池田氏はこの双方の面から百合子を問い直し、特に研究が遅滞している戦前期の百合子の創作方法と実践について取り組んだ。一九二七年から三〇年までソ連に留学した百合子は帰国後、プロレタリア文学運動に接近、三一年には日本共産党に入党した。『貧しき人々の群れ』（一九一六年）、『伸子』（一九二四年）などで既に若き天才作家として社会的地位をもった百合子がソ連邦に行ったのは、親友湯浅芳子（ロシア文学研究）の影響によるものだが、既にアメリカ留学を果たしていた百合子にとってヨーロッパの生活は新しい価値観を獲得する場所であった。それまでの人道主義的、あるいは内省的自己探求として読まれた作品が帰国後に一挙に変化するの、プロレタリア文学理論の受容によるものであった。一概に戦前期

これらの作品はこれまで評価が低く、省りみられることが少なかつたが、池田氏はここに運動理論と文学理論の相克、指導中枢部の男性的方針への反発、女性労働の再配置などの諸相を読み取り、そこから作品への再アプローチをした。これはこれまでにない論点であり、近年専らにジェンダーやセクシュアリティの側面から論じられがちな百合子がプロレタリア文学運動理論の渦中でどのようにその創作方法を模索していったかがここで初めて詳らかにされた。今後、この百合子研究の方向はここに中心化されるのではないかと思われる。それはこの戦間期に運動理論のなから置き去りにされていった女性労働者に眼を向けた百合子の体感的な運動への視点があったのであり、池田氏は既に百合子はこの時期に女性問題を労働問題として、あるいは階級問題として捉えようとする傾向があったことを作品分析から浮かび上がらせた。本論文のもつとも画期的な部分はそのにある。また三〇年代の小説を戦後作品の習作として読もうとする現在の百合子研究に一石を投じ、そこには創作理論と自己意識のはざままで苦悶する百合子の姿を見てとったことは高く評価できる。ただ、審査委員からは三〇年代の作品そのものについては小説の完成度が低いのではという意見もあった。今後はそうした創作意識を獲得しながら、どうして面白くなかったのか、当時の問題がそこに浮上する。今後の課題とすべく依頼があり、池田氏もそれを受けて、今後の研究に加えていく旨が口頭で表明された。

既に本論文の主題のいくつかは学会誌等へ発表されているが、おおむね高い評価を受けている。現今、非常に低調となっているプロレタリア文学研究であるが、若い世代、特に海外の日本文学研究者を中心に強い関心が注がれるようになった。池田氏はその中心的な若手の研究世代を代表する人材として学会での評価を受けている。本研究は今後、日本のみならず世界の日本プロレタリア文学研究に資して、新しい研究の方向

と方法を指示していくことになるかと考える。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一一年六月二十一日(火)18時から20時まで、啓明館2F多目的講義室にて行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会誌等への論文発表、学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答において適切、かつ明快な応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを審査委員全員一致で確認した。以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

金 泯 芝

『太宰治文学にみる〈弱者〉の問題』
——〈弱者〉からの脱皮——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一一年三月三十一日

審査委員

主査 瀧 本 和 成

副査 中 西 健 治

副査 木 村 一 信

論文内容の要旨

本論文は、学位論文題名に示されているように、太宰治文学を〈弱者〉という視点で分析、考察したものである。従来の太宰治文学研究では、作者太宰治と作品(主人公)との関係性で論じられる場合が多く、作者(太宰治)と作品(主人公)を切り離して分析・考察されてこなかった。そのような点を踏まえて作品研究を第一に作品の構成や登場人物たちの特徴を指摘し、その主題を明らかにしようとする。本論文は、とくに太宰が繰り返し描いた〈弱者〉に注目し、その視点から(それをテーマに)作品を論じたものである。

目次は、以下の通りである。

序論

本論

I 昭和一〇年代まで——〈弱者〉を見つめる〈弱者〉

第一章「魚服記」——スワと父

第二章「畜犬談」——〈私〉と〈ポチ〉

第三章「皮膚と心」——〈私〉と〈あの人〉

II 昭和二〇年代——〈弱者〉の変化

第一章「パンドラの匣」——「新しい男」

第二章「斜陽」——没落貴族かず子の道徳革命

第三章「人間失格」——葉蔵の歪み

結論

参考文献

(全二八六頁)

取り上げた作品は、第I期昭和一〇年代までに当たる「魚服記」、「畜犬談」、「皮膚と心」と第II期昭和二〇年代に発表された「パンドラの匣」、「斜陽」、「人間失格」である。これら戦前・戦後を代表する作品を通して先述した〈弱者〉がどのような形象のされ方をしているか、あるいは作品中どのような存在として描出されているかを考察している。

まず、「序論」では、太宰治(文学)の先行研究を整理し、それらを批判摂取している。そのうえでこれまで未考察であった〈弱者〉に関してその概念規定を行ったうえで、太宰文学作品での考察の必要性、あるいは意義に論及し、作品選択及びその理由を明確にしている。

「本論」は、I 昭和一〇年代まで——〈弱者〉を見つめる〈弱者〉、II 昭和二〇年代——〈弱者〉の変化と二つの時期に分け、一章毎に上記の作品(全六作品)を緻密に分析・考察している。

I 昭和一〇年代まで——〈弱者〉を見つめる〈弱者〉

第一章「魚服記」論は、主人公スワと父親との関係性に注目し、スワ

（弱者）と父親（強者）が逆転する様を指摘している。また、第二章「畜犬談」論では、主人公「私」と犬との関係を分析することによって、弱者の哀しみを読み取っている。第三章「皮膚と心」論は、「自分」と夫との関係を時代背景を視野に入れて読み解いている。個々の作品論として総合的な主題を明確にしつつ、総じて物語の全体を通して見えてくる主人公の他者との関係性を考察している。

Ⅱ 昭和二〇年代―（弱者）の変化

「パンドラの匣」、「斜陽」、「人間失格」の三作品論は、共通して（一対多数）という人間関係の中、それぞれ主人公がどのような変化を求め、どのように変化せざるを得なかったかについて分析・考察を行っている。第一章「パンドラの匣」の場合、「ひばり」を取り巻く人々は、同じ結核患者か、その世話をしてくれる助手たちで、その中で「強者」、「弱者」という関係性に着目して論じている。第二章「斜陽」では、かず子に注目し、母親や直治という現状に順応できない哀しみと共に「弱者」が描出されることを指摘している。第三章「人間失格」は、葉蔵という存在を堀木、ヒラメといった登場人物たちと比較対照しながら、葉蔵の眼からそれらの登場人物たちがどのように映ったか、そして、彼等の存在があらためて葉蔵の性格をどのように照らし出しているかが、分析されている。

「結論」は、太宰文学（作品）に於ける（弱者）の意味や意義を纏め、その変化にも注目し意味づけようと試みている。さらに今回テーマとした「弱者」の視点から「作者（自身）」との関係性や作者の意図について考察を加え、太宰治文学研究での新しい側面の指摘とその意味や意義について論及されている。

論文審査の結果の要旨

審査には主査瀧本和成教授、副査中西健治教授、副査木村一信教授（ブル学院大学）の三名があつた。本論文は、従来太宰治文学研究が陥り易い作家（作者）Ⅱ主人公（語り手）と捉えて読んでしまふ弊害をなくすべく、まずは、作品論として分析・考察しようとしたところに見るべき点がある。また、作者太宰が描く主人公たちが共通して「弱者」的要素をもっていることに注目し、その視点から各作品内で描かれる人間関係や社会関係を読み解いたところが優れた点である。たとえば、「皮膚と心」という作品では、「私」と夫との関係を女と男という視点からだけでなく、「愛」という面を導入したこと、そのうえで、戦時下の日本社会を見据えた「私」と夫の形象をも「弱者」という視点から読み解くといった、多層的な読みが浮び上がることを論証し得ており、作者太宰治の表現力を見事に抉り出している。

本論文の後半Ⅱでは、各作品に於ける「弱者」の意味を緻密に分析し考察しつつ、三作品を連ねることによって、各作品で描かれた「弱者」の位置や意味が変化する様を検証し、「弱者」の位相を明らかにしたことが高く評価できる。従来の平面的画一的「弱者」の読みを覆す論考となり得ている。難をいえば、「弱者」の関係性での読みは鋭く、そして多様な意味が指摘、提出されていたが、「弱者」そのものの規定が少しく、広い範囲での解釈となったことは今後の課題だと言えよう。また、太宰治文学の特質の一つでもある表現（言葉・文・文章）のそれぞれのレベルでの暗喩性や逆接（逆説）性をもっと緻密に分析・考察すると、文章が有機的に繋がる作品のさらに多様な読みや主題の深みを論証できると考える。「結論」では、Ⅰ、Ⅱ全六章の作品論の展開によって明らかになった共通点を指摘し、太宰文学の特質を明確にする目的で纏められ

ている点やそれらの方法及び主題を通して作者太宰治の問題意識、文芸観、表現方法にまで論究しているところは論者の深い問題意識に基づいている点も高く評価された。誰からも必要としない、多数派から外れた人間、そのような意味で「弱者」となった登場人物たちの姿を通して、作者太宰治が描こうとした意味を探ることが本論文の目的であることがよく理解される。論者は、太宰治文学に見られる「弱者」が、自らの弱さを自覚、認識し、現状から脱皮する姿や方向性を他者との関係性の構築から読み取る可能性をはじめて引き出したと言えるだろう。その点に於いても十分学位に値するものと考ええる。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一一年七月二十九日（金）15時から16時30分まで、啓明館2F多目的講義室1で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

周 萍

『近世の大衆文芸と白話小説』 ——「水滸伝」の受容をめぐって——

学位の種類 博士（文学）
授与年月日 二〇一一年三月三十一日
審査委員

主査 赤 間 亮
副査 中 西 健 治
副査 中 本 大

論文内容の要旨

この研究の基本的な姿勢は、日中間の比較文化から一歩進んで、文学上の文化交流の諸事象の動向を追って行こうというものである。対象とした時代は、「水滸伝」が日本に舶載されて伝わった江戸時代、さらにはそれが翻訳され、広く庶民にまで愛好されるようになる江戸後期であるが、本論文では、さらに遡ってそのルーツと予想される室町期に及ぶ。本論文の章立ては以下の通りである。

序論

第一部 『仮名手本忠臣蔵』と「水滸伝」

はじめに

第一章 山東京伝の『忠臣水滸伝』

一 『忠臣水滸伝』の先行研究

二 『忠臣水滸伝』と漢籍

三 『太平記忠臣講釈』と『水滸伝』

四 まとめ

第二章 『東海道四谷怪談』のお岩の形成

一 お岩と累

二 『忠孝両国織』との繋がり

三 『東海道四谷怪談』の夢と『忠孝両国織』の夢

四 まとめ

おわりに

第二部 江戸時代の「水滸伝」絵画に見た「水滸伝」受容

はじめに

第一章 「水滸伝」絵画の概観

一 中国の場合

二 日本の場合

三 中国「水滸伝」絵画の利用

第二章 歌川国芳の「水滸伝」絵画の概説

一 作品の種類

二 『稗史水滸伝』・『国字水滸伝』の挿絵と国芳

三 先行絵画の摂取に見られる国芳の傾向

第三章 国芳が描いた魯智深

一 国芳の魯智深のイメージ

二 魯智深と類似する日本の武者

三 弁慶の絵姿

第四章 『武蔵坊絵縁起』について

一 魯智深と弁慶の人物像

二 魯智深と『武蔵坊絵縁起』の弁慶

三 「弁慶物語」の成立に触れて

おわりに

結論

第一部では、すでに郡司正勝氏によって指摘されている「水滸伝」と「仮名手本忠臣蔵」との類似性を考察の出発点として、小説や演劇作品の「忠臣蔵もの」を精査するなかで、水滸伝と忠臣蔵との関係を論ずる。

第二部では、一転して「水滸伝」を題材に描かれた絵画を中国、日本のそれぞれについて考察し、中でも日本人にとってなじみ深い魯智深と武蔵坊弁慶に焦点をあてて、その影響関係を考察している。

以下、この章立てに従って、概要を述べる。

第一部第一章では、まず、「水滸伝」と「忠臣蔵」とが直接結びつけられた小説である山東京伝の『忠臣水滸伝』（寛政一二年（一八〇〇）初編刊）の分析である。この作品には、直接の原拠作品である「水滸伝」を含め、多くの漢籍の言葉が見られる。漢籍の言葉を検証することによって、表現、解釈、教諭のために漢籍の言葉を使うことが作者の一つの術学的な趣向であり、特に教諭のために「三言二拍」から八首もの漢詩を『忠臣水滸伝』の世話場に取り入れた。白話小説が持つ教諭性という性格を取込むためだったと考えられる。また、解釈や教諭のために漢籍の経書や史書が多く使われ、神道・陰陽道・仏教・儒教・道教などの宗教や思想に関わる用語及び、宗教や思想の混淆も見られる。寛政の改革の影響による「心学黄表紙」の行き方と並行するものである。しかし、「水滸伝」と「忠臣蔵」とを直接結びつける発想は、むしろ無理のない関係

として誰もが抱いていたものであって、いわば当たり前の野暮な結びつけがまさに時代を「穿つ」ことだったのである。

一方、『忠臣水滸伝』に登場する天川屋義平には、表現・行動描写、さらに挿絵イメージからみて、「水滸伝」の九紋龍史進のイメージが使われていることが証明できる。義平は、「仮名手本忠臣蔵」より前の赤穂義士物には、顕れない人物であるが、「仮名手本忠臣蔵」の中では、史進のイメージは見つけることができず、ところが、「忠臣蔵」の書き替え作品の中で、近松半二の「太平記忠臣講釈」に登場する義平は、まさに史進のイメージが濃厚なのである。

ところで、「水滸伝」諸本の内、金聖嘆本「水滸伝」は、一〇〇回本や一二〇回本と比べると、その結末を省略することで簡素化した作品であるが、その簡素化のために「夢」の場面による筋の展開を試みている。この「夢」の手法は、まさに「太平記忠臣講釈」が使った手法なのである。また、作者近松半二は、儒学者穂積以貫を父に持ち、いまだ翻訳もなく一般には普及していない「水滸伝」を先駆けて享受できる環境にいたことも証明できる。

「仮名手本忠臣蔵」と「水滸伝」との関係は、状況証拠として指摘するにとどまるが、この「太平記忠臣講釈」に至り、「水滸伝」との紐帯がはつきりと見えてくるのである。

現在のところ、「水滸伝」の最初の翻案小説と言われているのは明和五年（一七六八）の『湘中八雄伝』である。ところが「太平記忠臣講釈」の初演は明和三年、つまり、水滸伝の翻案作品は、浄瑠璃「太平記忠臣講釈」が先行していたのである。

第二章では、「水滸伝」と「忠臣蔵もの」を繋げるキーポイントとなるであろう「夢」の場面を媒介にして繋がる忠臣蔵作品を取上げていく。

「夢」の場は、鶴屋南北による「忠臣蔵」書き替え物の代表作「東海

道四谷怪談」でも使われていた。主人公の一人民谷伊右衛門の見る悪夢である。主役お岩が美しい在所娘として糸車を回して登場する。

ところで、「四谷怪談」のお岩に使われた趣向は、ほぼすべて四世南北がそれ以前に書いた累物狂言に見られる趣向を再利用して工夫が加えられている。その内の一つ、「累淵扱其後」では、累と与右衛門の立場を入れ替え、さらに「四谷怪談」では、累と累に取り憑く怨霊が、お岩という一つの役に統合されるという過程を辿ったものである。

寛政二年（一七九〇）七月より江戸中村座で初演された「忠孝両国織」は、忠臣蔵ものの作品でありながら、累狂言の趣向を持つ。本作は、上演時に鶴屋南北との接点を直接持つわけではないが、その後の合巻を含む南北の忠臣蔵書き替え狂言との関係は随所に見られる作品であり、南北が何らかの形でこの作品を参考にしていたことが推測できるのである。しかも、この作品は、「夢」の趣向を持ち、その部分では「太平記忠臣講釈」を取込んでいる。

寛政二年は、心学黄表紙の代表作である山東京伝の『心学早染草』がまさに大当たりをとった年であり、「善玉」「悪玉」という人間の性質を霊魂として擬人化し、正反対の価値観が簡単に入れ替わること茶化して見せた。歌舞伎作品では、これを最初に取込んだのが「忠孝両国織」ということになる。

鶴屋南北が「四谷怪談」を構想するにあたり、それまでの怪談狂言の代表である累狂言を集大成し、かつ忠臣蔵もののなかでも「太平記忠臣講釈」の書き替えといえる「忠孝両国織」を取込むことによって、「東海道四谷怪談」は成立した。

あるいは、山東京伝が後年『忠臣水滸伝』を構想するにあたって、自分の大ヒット作『心学早染草』を当て込んでできた歌舞伎「忠孝両国織」を参考にしたのかも知れない。

「東海道四谷怪談」は、この「忠孝両国織」を通じて、間接的に「水滸伝」にルーツを持つことになるのである。

第二部第一章では、日中の水滸伝絵画を概観する。

中国で制作された「水滸伝」絵画は、もちろん小説の絵入版本から始まり、画集、戯曲、小説、工芸品、遊戯札、年画などさまざまな媒体を通じて伝わってきた。日本では、鳥山石燕の『水滸画潜伝』（安永六年（二七七七）を嚆矢とし、江戸時代の「水滸伝」絵画の基礎を作ったのは石燕、重政、北斎の三人であり、これを基にして、大成させたのは「通俗水滸伝百八之内一個」シリーズをはじめとして数多くの水滸伝絵画を手がけた国芳ということになる。

第二章では、その大成者である国芳に焦点をあて、具体的に作品画像を比較しながら、特徴を述べていく。国芳は、中国の先行絵画から具体的な描き方を取り入れてはいるが、むしろ日本の武者絵の伝統を受け継ぎながら、絵師独自の個性、より創作的な表現が際だっている。江戸時代の先行絵画から摂取する場合は、葛飾北斎の影響が強く、また、効果的な表現のためには素材を選ばない。

国芳の「水滸伝」英雄図は、中国のそれと異なり、日本の武者絵の典型によって描き、中国絵画の傾向に引きずられることなく、独自の視点で成長を続けていたのである。

第三章では、水滸伝の英雄から日本でも人気の高い魯智深に焦点をあて、国芳がどのように「日本の」魯智深像を作り上げていったかを考察する。「水滸伝」の英雄像であっても、日本の武者絵のフィルターを通じて描こうとしていた国芳は、それにふさわしい日本の英雄がいる場合、水滸伝の英雄を日本の武者に見立てて描いた。すなわち、魯智深の場合、日本の「弁慶」がそれに当たる。

ところで、国芳に限らず、葛飾北斎も魯智深と弁慶の類似に注目して

おり、二人を並べて対比的に描いた作品もある。なぜ、この二人が結び付けられることになったのか。

第四章では、この問題を、室町時代物語の一つである『弁慶物語』に求めている。絵画に見られる魯智深と弁慶の類似性をヒントに、早期の「弁慶物語」の形を保っている『武蔵坊絵縁起』の弁慶と、「水滸伝」の魯智深を比べてみると、表現においても、構成においても、それぞれに類似点が見出される。『弁慶物語』などの伝承から構築された『義経記』に見られる弁慶も、そのイメージにおいてはやはり、魯智深と接近している。

「水滸伝」を通じて行われてきた文化交流がもつと早い時期で始まった可能性があるのではなからうか。白話小説が江戸時代の大衆文芸に大きな影響を与えたに違いないが、なぜ中国の通俗文学が江戸時代の人々に受け入れられたのか、また、なぜ多くの白話小説の中に「水滸伝」が特に親しまれたのか、などの大きな課題を提示してまとめとしている。

論文審査の結果の要旨

江戸の大衆文芸は中国の白話小説と深い関係にある。言うまでもなく、江戸期で最も流布・流行していた白話小説は「水滸伝」である。江戸後期に最大の活動を誇る戯作者、曲亭馬琴がこの水滸伝を翻訳し、翻案し、創作をしたことは、『南総里見八犬伝』の事例を挙げるまでもなく、周知のことであろう。そして、こうした説明からは、これまでこのテーマに関する研究は、「水滸伝」と長編小説である読本や絵入本である合巻との関係をめぐるアプローチがほとんどであり、それ以外の演劇や絵画の分野における受容研究がきわめて少ないという現状を招来した。

本論文の特長は、いまだ十分に研究活動の行われていない演劇や絵画の面における水滸伝の受容に焦点をあてたという点につきる。こうした

テーマの絞り込みのおかげで、いくつかの新発見も提示することができている。

それだけでなく、筆者が中国人であることも評価の条件に入れると、中国では、いまだ浮世絵の研究は始まったばかりであって、概説的な研究から一歩踏込んで、武者絵というジャンルを深く追及し、明確なテーマを持った研究を行えた点で一つの高みに達しており、中国人の研究としては、先駆的な成果である点を最初に確認しておく必要がある。加えて言えば、こうした絵画作品を研究対象とするにあたり、一足飛びに芸術分野に飛込もうとしているのではなく、語学、文学、芸術という自らの興味の過程を慎重に辿ろうとしているのであり、中国の研究状況を注視しつつ、着実に中国での日本文化研究に貢献しようとする意図が見え隠れするテーマ設定なのである。

本論文では、日本文学側からは、これまた江戸期の最大の流行作品である「仮名手本忠臣蔵」を持ち出し、「水滸伝」に対峙させる。二つの巨大な文芸世界の営みのなかで、日中の文化交流の軌跡を辿ろうとする意欲的な試みであって、専門性が増すことよって陥りがちな重箱の隅をつつくような研究から自ずと回避が可能となり、二つの巨大な文学作品から他作品への関連性を紡ぎやすくしていると言えよう。

第一部第一章では、用語面から比較的論考の対象とされることの多い『忠臣水滸伝』をとりあげ、山東京伝が「水滸伝」と「忠臣蔵」とを結び付けたその理由について、きめ細かな引用語の典拠調査を踏まえて、心学黄表紙的読本としての性格を浮び上らせることに成功している。そして、ここに登場する天川屋義平の性格の特徴を先行する浄瑠璃作品「太平記忠臣講釈」に見出すのである。さらには、この「太平記忠臣講釈」が実は、「水滸伝」の趣向を利用して創作された作品であり、それをすでに京伝が見抜いていたがために、「忠臣水滸伝」という作品が構想し

えたことを初めて明らかにしたのである。

「太平記忠臣講釈」は、近松半二の作品である。半二が穂積以貫という儒学者の息子であり、「水滸伝」を享受できる環境に育ったことは、これを容易に裏付けることができるわけで、説得力がある。これにより、これまで日本における最初の「水滸伝」翻案作品と言われていた『湘中八雄伝』を二年遡った明和三年（二七六五）を大衆文芸における「水滸伝」の翻案開始年とすることのできた点は、大きな成果と言えよう。

しかも、穂積以貫は、『難波土産』という近松門左衛門の虚実皮膜論を書留めた浄瑠璃作品注釈書を著している人物であり、浄瑠璃界ときわめて接近した人物であることを思い合せると、奇しくも郡司正勝氏がエッセーの形で示してきた「仮名手本忠臣蔵」と「水滸伝」との関係もあるいは、この穂積家を介して情報が落されたからではないかとの推論もしたくなるのである。

第一部第二章では、「夢の場」という作品をつなぐ趣向により、「水滸伝」と「忠臣蔵もの」との関係について、一つのダイナミックな仮説を提示したものである。筆者が、日本文学の研究にのめり込んでいく切掛は、「忠臣蔵」の書き替えである「東海道四谷怪談」の迫力に魅せられたことにあるのは、序論にも叙述されているが、その中の「夢の場」の扱いは、いかにも唐突な印象を観客に抱かせるだけに、なぜこの場が設定されたのかを説明することが本博士論文の一つのエネルギーにもなっていた。

「四谷怪談」のお岩が、作者鶴屋南北の先行作品の内、「累」狂言から造形されたことは、これまでも何人もの指摘がある。しかし、この累狂言と忠臣蔵、さらには夢の場という「四谷怪談」に流れ込む趣向のルーツとなる作品が寛政二年（一七九〇）の歌舞伎「忠孝両国織」であることを指摘したのはこの論文が初めてである。

しかもこの寛政二年という年は、『忠臣水滸伝』を残した山東京伝がまさに心学黄表紙の代表作となる『心学早染草』を発表した年なのである。つまり、この善玉・悪玉の趣向は、義士・不義士の関係を重要な柱として、上演された「東海道四谷怪談」初演時の趣向と直結するのである。南北と「忠孝両国織」との直接の接点は、現在のところ見出せないが、このような個々の状況証拠を踏まえると、可能性は十分に考えられるであろう。かつ『四谷怪談』の作品論として魅力的な指摘となっている。当該箇所については、すでに歌舞伎学会の学会誌において発表されているものであり、学会からの肯定的な評価も得られている。

この指摘は、さらに大きな成果を生んだ。つまり、「忠孝両国織」は、実は「忠臣蔵もの」ではあるが、直接的には「太平記忠臣講釈」の書替え物なのである。従って、この作品をルーツとする「四谷怪談」は、間接的に「水滸伝」と繋がることになる。ただし、この結論については、決定的な根拠を持たず、今後のより強力な証拠の出現を待ちたい。

第二部第一章では、「水滸伝」を描いた絵画の概観を日中両国にわたって記述したことにまず意味がある。とりわけ、日本国内での「水滸伝」絵画作品を網羅し、通史的に述べたものはなく、非常に有用である。

また、第二章、「水滸伝」を描いて世に出た歌川国芳の作品分析においても、各々図版を並べて比較し、容易にその関係や国芳の工夫をデジタルに確認することができ、大枠ではその特徴が確認できている。

しかしながら、その図像分析にあたっては、恣意的に注目点を設定し、かつ主観的な判断が入り込む余地を残している。事実、「似ている」「類似の構図である」という場合に、読者の納得を得られないと思われる事例が混在しているのが悔まれ、図像の評価基準について厳密な姿勢が必要であったと思われる。

一方、これまで合巻や読本の挿絵について、絵師は、あくまでも作者

の指示を忠実に反映するのが仕事であるとする定説がある中で、文学研究者のこのような固定観念に疑問を投げ掛け、作者の指示の限界と個性の発揮する余地について新たな提言をしながら、本論をまとめた点については、十分に評価できよう。

第三章は、魯智深と弁慶のキャラクターの類似について考察したものであるが、この点については、中国、日本、それぞれ相互の影響関係がなくとも、二人の人物は創造できるはずであり、魯智深が弁慶を作り上げたという論の展開には残念ながら無理がある。しかし、むしろ本章は、弁慶にも、義経記の世界の中で、白河湛海、熊坂長範などの図像として重なるキャラクターが存在しているにも関わらず、それが庶民の英雄として弁慶像に統合されていく過程を踏まえるならば、北斎が行った魯智深と弁慶の首引き図は、魯智深の日本化を促し、弁慶の英雄像へと重ね合わされていく過程が明瞭となるのであり、本章の論述は結果的に正しい方向性を持っていることになるのである。

第四章は、弁慶と魯智深とが重なっていく心意を、江戸時代よりも遡り、弁慶の原像に求めようと試みた、いわば試論である。弁慶は、実際、『義経記』の成立よりも以前に別の物語「弁慶物語」としてすでに強力な個性を持つ人物として日本の文学史上にあらわれてくる。本章の魅力は、現在の文学研究が陥っている偏狭な実証主義をもとめせず、日中の文化交流の可能性に挑もうとする積極的な開拓姿勢である。結論でも述べているように、これは筆者も十分に自覚しているところであるが、敢えて本章を削ることなく、博士論文に残したことは、筆者の日中文化交流史の今後の大きな励みとなるであろう。

本論文では、チェスタビーティライブラリ所蔵の絵巻『弁慶物語』を、古態を伝える作品とするが、本論を肯定へと導くためには、口承段階での弁慶物語をも含めた柔軟な本文成立過程を想定すべきであろう。この

章については、諸本の位置づけを含めてもう一度、構想を練り直す必要があったかも知れない。

このような部分的な課題をいくつかは残すものの、すでに縷々述べてきたように、本稿が目指す日中文学交流の体系化というきわめて壮大な目的、各々の章におけるいくつかの新発見、重要な指摘と魅力的な推定、また、特に第二部における水滸伝絵画の博搜と丁寧でわかりやすい概観記述など、いたるところに筆者の成果が見られる。とりわけ、冒頭でも指摘したように演劇・絵画分野における水滸伝の受容については、日本人をも含めた最初の成果である点、大いに評価できよう。

以上の如く、本論文は博士論文として十分な成果が認められるものというのが審査員の一致した意見であった。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一一年六月二十四日（金）14時40分から17時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻日本文学専修博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断し、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

榎 美 智 章

『アニメーションの想像力』

——文字テキスト／映像テキストの想像力の往還——

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一一年三月三十一日

審査委員

主査 中川 成 美

副査 赤 間 亮

副査 上 野 俊 哉

論文内容の要旨

本学位請求論文は、戦前期のアニメーション発足時から現代に至る視覚文化と、そうした物語の想像力の源泉である文学との相互的關係を明らかにしようとする理論研究である。文学の文字媒体と映像認知との間にどのような相関があり、またそれらは観客という磁場を得ることによってどのように「解釈」「感知」されるのかを明らかにしようとする意欲的な論文と言える。目次は以下のとおりである。

序章

第一章 アニメーションと〈新〉植民地主義

第二章 日本における初期アニメーションの批評性——『煙突屋ペロー』と『海の神兵』

第三章 文学と映画、アニメーション——文字テキストから映像テキストへ

第四章 映画監督、押井守の挑戦―『イノセンス』『立喰師列伝』
第五章 文字テキストから映像テキストへ―『スカイ・クロラ』における「時間イメージから」

結び

参考資料ファイルモグラフィ―

(約二六〇〇〇字)

本論文は先ず世界大規模で日本文化の代表的な形態として認知されるアニメーションの現在について考察している。第一章「アニメーションと〈新〉植民地主義」は、アニメーション制作現場の調査、分析を行ったものである。現代の日本アニメーションは、「クール・ジャパン」という言葉とともに、「日本が誇るべき文化」に「ジャパニメーション」として、日本の国際戦略上の武器、ソフトパワーとして各種メディアを賑わせ、国内外から注目と賞賛を浴びている。しかしながら、その制作現場に目を向けると、日本のアニメーションが賞賛され称揚される裏で、動画担当のアニメーターの平均年収が約一〇五万円（動画一枚二〇〇円、時給換算約三〇〇円）で、一日の労働時間が約一時間といった例に見られるように、非常に苛酷な状況にある。こうした背景には、アニメーション制作の海外への外注という問題も存在する。本論文では、政岡憲三が設立した日動映画の流れを汲む、アニメーション制作会社の最大手である東映アニメーションの事例を取り上げ制作過程での海外へのアウトソーシングの問題の考察から、「ジャパニメーション」という言葉の裏に巧みに隠蔽されてきた、グローバル化時代の問題を指摘している。そこに潜む植民地主義的意識こそはアニメーションがもつ多義的な価値の一面をなすことについて禧美氏は鋭く分析している。

第二章では、初期アニメーションの分析を行っている。一九三〇年に

公開された童映社制作の影絵アニメーション『煙突屋ペロー』は、アニメーション制作経験のないアマチュア制作団体の手によるものだったが、すでに「子ども向け」というレッテルを張られていたアニメーションに、「物語」性を組み込んだ意欲作であった。また、『煙突屋ペロー』は、日本プロレタリア映画同盟（プロキノ）に所属していた松崎啓次によって「反戦」という意味性を見いだされ、労働者を対象としたプロキノの上映活動においても上映されることにもなった。こうした事実は、『煙突屋ペロー』の、アニメーション（当時は『漫画映画』）の持つ強度を示すものであったといえる。しかしながら一方で、アニメーションの大衆的な伝播する力は思わぬ効果をもたらす。当時、映画評論家の今村太平が批判したように、植民地政策など、国策にも利用されていたことが明らかとなる。つまり、禧美氏は視覚映像という直接的な体験は、身体という領域でそれぞれに可視化されることを否めないということがここで明らかにされている。

その代表的な漫画映画として、海軍省の後援によって制作された瀬尾光世監督『海の神兵』（一九四五年）を挙げ、実際に海軍に取材した緻密な戦闘描写など、戦意昂揚のための国策映画でありながら、監督の瀬尾が参考にしたとされるデイズニーの『ファンタジア』（一九四〇年）の引用などによる美しく楽しい日常の描写などの「平和的な形式」の演出は、植民地での上映を想定した、植民地政策のための演出であることを禧美氏は明らかにしている。さらに『海の神兵』の植民地政策を象徴する、どこか「ノスタルジー」を感じさせる映像表現とよく似た映像を持つ、宮崎駿のアニメーションとの比較考察によって見えてくるのは、そうした「ノスタルジー」を媒介として起ちあがる「平和的な形式」が、実は海外の戦闘地やかかつての植民地の風景であることである。戦前のアニメーションに担わされた植民地への欲望のまなざしが、〈新〉植民地主

義として、現在のアニメーションに内容としても受け継がれ続けている事実をここで禧美氏は指摘した。

第三章では、文学作品とアニメーションの比較考察を行っている。泉鏡花の戯曲「天守物語」（一九一七年）と映画『天守物語』（一九九五年）の比較考察では、主に映画『天守物語』に現れた「時間イメージ」（G・ドゥルーズ）の分析を通して、戯曲「天守物語」の映画的な要素について分析をしている。映画『天守物語』は、自身が演劇版の富姫を演じた坂東玉三郎が監督・主演を務めたものであったが、ただ演劇をカメラで撮影しただけの演劇中継ではなく、トラヴェリング撮影やフラッシュバックなどの映画技法を用いたものだった。そこで示されたのは、ドゥルーズの指摘する、知覚し、情動が起り、行動するという一連の作用・反作用で成り立つ「運動イメージ」の「感覚運動図式」を崩壊させていく「時間イメージ」が介在しており、戯曲から演劇へ、またそれから映画へと変遷のなかで視覚性と内的な想像力の関係がどのように変容していくかについてを考察している。また宮沢賢治の童話「銀河鉄道の夜」とアニメ版『宮沢賢治銀河鉄道の夜』との比較考察では、「銀河鉄道の夜」の「語り手」の存在が問題となっている。映画からの多大な影響を受けて執筆されたとされる小説「銀河鉄道の夜」の分析では、従来、映画の影響としてその語り手はジョバンニたちを捉える「カメラ・アイ」であると考えられてきたが、本論では異なるアプローチをとり、ジョバンニの内面にまで入ってくる「語り手」は、その存在自体がパラドックスであるという仮説を立てている。アニメ版『銀河鉄道の夜』ではその語り手を擬人化した猫というキャラクターとして採用し、従来のアニメのような記号的な演技によってキャラクターの感情を表現する方法を用いずに、観客に「イメージ」を読ませることによって、パラドックスに彩られた「銀河鉄道の夜」を映像化する試みを成した。こうした文学と

その映像化作品との比較考察、その受容の様相から見えてきたことは、文字テキストから映像テキストへの「想像力」の伝播がここで実行されたということを指摘している。

第四章では、押井守の長編アニメーション映画『イノセンス』（二〇〇四年）、『立喰師列伝』（二〇〇六年）の分析を行っている。『イノセンス』は、従来の手描きの2Dのアニメーションに3Dのデジタル技術を導入し、3Dの世界で2Dのキャラクターに演技をさせるという従来のアニメーションとは異なる方法論によって制作された作品であるが、具体的には冒頭の旧市街のシーケンスなど、3D素材のオブジェクトに手描きのテクスチャを貼り付けるカメラマップによって背景を描いている。これによって、『イノセンス』では、手描きの背景を三次元的に動かすことに成功している。このように、『イノセンス』は日本のアニメーション作品としては破格の制作費と制作期間、また最新の3DCG技術を余すところなく投入し、観る者を圧倒する情報量を持った世界を描いた作品であるが、ピクサーのフル3Dアニメーションや、モーションキャプチャーなどの技術で人間の動きを完全にトレースするアニメーションとは異なり、あくまでも手描きのキャラクターにこだわった点が特徴的であった。それは、単に日本で独特の進化を遂げ、観客にも馴染みのある2Dのキャラクターを採用したということではなく、2Dと3Dの融合を図りつつも、3DCGと手描きの2Dの本質的な違い、3Dと2Dのズレを敢えて映像に残すことによって、物語世界に亀裂を入れ、まるで観客の視覚をハッキングしたかのような仮想現実のシーケンスなど、現実と仮想空間、現実と虚構を曖昧にしていくための演出であることを禧美氏は明らかにした。

また、『立喰師列伝』では、3DCGの割り箸人形に実在の人物の写真を貼り付け、3D空間の中で演技をさせるという「スーパライヴメー

「シオン」の技法によって制作されており、その映像は、実写とアニメーションの境界を曖昧にしていくものであった。「スーパーライヴメーション」の技法によって実写の情報量を持った人物の顔をアニメートすることによって、ただの描写ししか存在しなかったアニメーションの世界にクローズアップを持ち込んだことをここで結論している。

第五章では、森博嗣の小説「スカイ・クロラ」シリーズ（二〇〇一年六月～二〇〇八年六月）と、その映画版である押井守の長編アニメーション映画『スカイ・クロラ The Sky Crawlers』（二〇〇八年）の比較分析が行なわれている。語り手であり主人公である「僕」の存在が分裂し、曖昧になっていく小説「スカイ・クロラ」シリーズは、デイヴィッド・リンチの映画『ロスト・ハイウェイ』（一九九七年）に影響を受けたものだった。『ロスト・ハイウェイ』では二人一役、一人二役によって、同一人物を異なる人物として思い込んだり、異なる人物を同一人物の変装であると思いつくんだりする分裂病的な病状を描いた映画である。小説では「スカイ・クロラ」シリーズを通して、「同一性」が混乱し「ほとんど同じだがどこか異なる」三人の「僕」を登場させることによって、分裂症的な主人公「僕」を描き出し、その「僕」による一人称の語りによって読者を混乱させるキルドレという存在を描いていた。一方、アニメーションである映画版では、当然小説とは異なる方法でキルドレという存在を描いている。映画『スカイ・クロラ』で押井は、第四章において論じた『イノセンス』によって確立させた3Dと2Dの描き分けによって、身体Ⅱシエルを代えて生まれ替わりを繰り返し、「同一性」が曖昧になっていくキルドレを描き出している。ここでも「感覚運動図式」を揺るがされた我々読者／観客は、現実と虚構が混乱していくことになる。そして、それは小説版で描かれた分裂症や「永劫回帰」という、我々が日常で「思考しえないものを思考する」契機でもあることをここで主張して

いる。

本論文はアニメーションという「発見」された表現・表象形式が技術的な問題を克服しながら徐々に人間の意識と知覚に身体の内から入り込んでいく経緯を詳述して、それらと文学が持つ内的な想像力の発生の問題にリンクさせようと考えている。分析課題は壮大な視覚・知覚研究であるが、具体的な作品を歴史的に追うことによってそこには自ずとこの表現・表象媒体が根底的に抱え持つ問題、例えば植民地的な思想を支えていくような認知感覚との関係、また現在の創作現場における問題などを総合的に提出している。それは一方に近代がもった視覚性と外界との関与の問題にも自ずと関連し合っており、壮大な研究テーマの一端を開いている。

論文審査の結果の要旨

審査には主査中川成美教授、副査赤間亮教授、副査上野俊哉教授（和光大学）の三名があたった。本論文は、従来、文学研究の場では取り上げられることの少ないアニメーションを対象に取り上げ、シナリオやプロットの分析、あるいは文学作品との相同性・相違性に論点を置くのではなく、文学研究の方法と映像分析の方法を用いて、アニメーションを「読む」という画期的な方法をとっている。本論文の斬新な面は、さまざまな要素の結節点として作品がハブのように存在し、文学を含む様々な作品が相互に繋がっており、中心、頂点が存在しない「ネットワークモデル」を想定し論を展開している点にある。例えば第三章では、映画版、アニメーション版の『天守物語』、アニメ版『宮沢賢治銀河鉄道之夜』の分析から原作戯曲、原作童話の「視覚性」に迫るといった方法を採用している。これまで文学作品の二次創作としてしか扱われてこなかった映像テキストの分析は、逆に文字テキストの新たな側面、例えば文字テク

ストが内包する視覚的側面、あるいは内的想像力の噴出といった問題を照射していくことになるであろう。

本論文の後半部分では、押井守監督作品の分析に焦点が置かれているが、押井は、「すべての映画はアニメになる」という独特の哲学を持つ映画監督である。アニメーションだけではなく、実写映画や小説も発表している。さらには、マンガ原作、テレビドラマの脚本、ラジオドラマの脚本、舞台の演出・脚本、人形展の監修、ゲーム監督など、多岐にわたって活躍しているが、様々なメディアを往還しつつ、自身の「妄想力」、原作の持つ「想像力」を原動力に、常に「誰も見たことのない」新たな映画を創造し続けている映画監督であると榎美氏は指摘する。本論文では、押井守の近年の長編三作品『イノセンス』『立喰師列伝』『スカイ・クロラ』を取り上げ、これらの作品は、手描きの2Dアニメーションと3DCGアニメーションの融合を目指したものであり、2Dと3Dの融合と、そのブレを利用した映像について論じているが、そうした技術的な革新と表現媒体の変容に伴って出現する新しい表現の場について、榎美氏はある期待をも込めながら、映像視覚と文字媒体の想像力との相関を明らかにしていこうとうとした。これは近年のポピュラーカルチャー研究で採られる方法とは大きく異なり、文学分析に非常に近い方法と言える。勿論、近年の文学理論の応用なくしてはこれは可能ではないのだが、榎美氏は非常に広い領域の視覚研究を涉猟して、それらを妥協的に文学理論と混合させるのではなく、むしろ文学研究理論の一環としてこの視覚理論を見ようとしたことが本論文の特色であり、かなりな部分でそのアイデアが成功している。その点を審査委員一同は、高く評価した。

しかしながらそれゆえにいくらか曖昧な部分をも残してしまった。文学批評と映像批評の言語が同一で語れるかということは、この領域研究で必ず出てくることであるが、本論文でも文学からか、アニメーション

からか曖昧な分析もあった。今後の課題として、それを語るべき「言葉」はどのようなものとなるかを考えてもらいたい。また映像理論としてはG・ドゥルーズに多少寄りかかりすぎてしまっているのではないか。他のプロパーな視覚研究理論をも参照していく必要があったようにも考える。だが、このような大きな視点からの研究は大いに奨励されるべきものであり、豊富な資料探索と理論研究に培われた力量は高く評価したい。今後の本研究の更なる発展が待たれる。既に本論文の主題のいくつかは学会誌等へ発表されている。映像と文学の相互連関の研究はいまもっとも新しい領域として注目されているが、榎美氏はその分野を代表する若手研究者として認知を受けている。新しい研究分野としてこれからの領域を牽引していつてもらいたいと考えている。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一一年六月二十日(月) 18時から20時まで、末川記念会館第三会議室にて行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会誌等への論文発表、学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答において適切、かつ明快な応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを審査委員全員一致で確認した。以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

北村 英子

『平安時代を中心とした 文脈語彙の研究』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一一年三月四日

審査委員

主査 中西 健治

副査 中川 正美

副査 彦坂 佳宣

論文内容の要旨

平安時代の文学作品の語彙考証は校本・索引類をはじめとする種々の研究条件が整備されたこととも相俟って、次第に活発を呈している分野である。申請者の今般の請求論文もこれらの蓄積をふまえ完成された長年の研究成果であると認められるものである。とりわけ本論文の特徴は、論文の題名になつてゐるように「文脈語彙」の意味分析を徹底して行う点にあり、近年の注釈書の訳の良さを活用しつつ、焦点となつてゐる語彙に注目し、決して脇道に入り込まないという禁欲的な手法を各作品に応用しながら語義を説明しようと試みられてゐるところにある。そのことによつて各作品中における語彙の意味をより鮮明にし、作品読解の一方途とされたのである。本論文は以下のような構成になつてゐる。

はじめに

第一章 「あやなし」と「あいなし」考

一 源氏物語にみる「あやなし」と「あやなし」

第二章 「うるはし」考

- 一 「うるはし」の源流をめぐつて—古事記—
- 二 万葉集における「うるはし」
- 三 竹取物語における「うるはし」
- 四 枕草子における「うるはし」
- 五 源氏物語における「うるはし」
- 六 源氏物語における「うるはし」とその周辺語彙をめぐつて
- 七 紫式部日記における「うるはし」
- 八 大鏡における「うるはし」
- 九 狭衣物語における「うるはし」

第三章 「ゆかし」考

- 一 落窪物語における「ゆかし」
- 二 枕草子における「ゆかし」
- 三 源氏物語における「ゆかし」

本論文の考察の対象とした語彙は「あやし」、「あいなし」、「うるはし」と「ゆかし」である。申請者はかつて平安時代作品に見える「なまめかし」を悉皆調査され一九七五年四月に桜風社(現 おうふう)から『なまめかし—平安美的語詞『なまめかし』の研究』として刊行されてゐる。その著書刊行に際し研究の指導者であられた一人、田中重太郎氏は序文のなかで「本書には、人の目を驚かす創見は少ないかもしれない。しかし、こつこつと倦まず撓まず積み重ねられた努力の結晶と女性特有のこまやかな考察とがある。そして、わが国はじめての『なまめかし』辞典としての価値は高く、かつ不朽である」と賛辞を寄せておられた。今般の申請論文についても同様なことを、田中重太郎氏に代わつて進呈

したいと思うものである。一九七九年に発足して以来、今なお研究会活動を継続している語彙史研究会という学会の年間報告書『国語語彙史の研究』と題する研究書がある。その創刊号に前田富祺氏が「国語語彙史研究の課題」と題する論文を寄せている。近代の様々な研究書や動向を分析した後、「中古文学の鍵言葉を手がかりとしての研究も、そこにとりあげられた言葉がその時代を象徴するような言葉であるとして考えたと、やはり国語語彙の変遷の一面を示すものと考えられる」と述べている。この前田氏の言う「鍵言葉」を的確に捉え、その変遷をつぶさに根気強く検証した典型的な論文こそ、申請者の今般の学位請求論文ではないかと思量するものである。いわば作品理解のための方法の一つとして前田氏の言う「鍵言葉」を設定し、「あいなし」以下の語を抽出されたのであろうと思われるのである。

申請者は「はじめに」において研究の方法と目的、さらには論文が至り得た結論について以下のように述べる。

平安時代にはたくさんの形容詞語彙が生れ育ち、『源氏物語』や『枕草子』等の女流文学作品に隆盛を極め優雅な文章を構築していく。これ等平安文学を解釈する場合、重要になるのが形容詞である。そのうち難語と思われる「あやなし」「あいなし」「うるはし」「ゆかし」を取り出して、これらの重要語彙を文脈上から検討吟味することで語義を解明しようと試みた。語の用法や語その周辺にある協調語彙がどのように関連し影響しているかをも考察に含めた。

第一章 「あやなし」と「あいなし」考

本章は標題に示す通り「源氏物語にみる『あやなし』と『あいなし』」

で、源氏物語の両語の差異を明らかにするところにある。論文はまず「一 辞典による意味」を引用し、しかしながら辞典に規定されている意味以外に文脈に即して適当な解釈が考えられようという観点から、用例の一例について検討するのが有効な手立てであると述べる。この方法は以下、本論文の基本的な考え方であり、本論文に一貫している論述法でもある。

次に、「二『あやなし』の全用例検討」。

源氏物語に「あやなし」は十八の用例がある。まず帚木巻の用例を出し、引用文の前後の状況を説明している。以下、「むやみやたらに」「実際おもしろくない」「筋がちがう」「わけもわからず」「理屈にあわない」「わけもなく」「どうしてわからない」「つまらない」「とんでもない」「はつきり見えない」「みつともない」「はつきり見えずなく」「具合が悪い」など、さまざまな口語訳があてられると述べる。一見、奔放なように見えながら、実際に文脈の中にあてはめてみると何の抵抗もなく、むしろ十全な理解が得られるように思われるのである。そこで十八例をつぶさに検討した結果、共通点を総括すると次のように纏められる。

- ・「心」「思ふ」という心情語との協調性がある
- ・男女間の関わりについて用いられる
- ・理屈の合わない思いをあらわすこと

さらに凡河内躬恒の「春の夜の闇はあやなし梅の花色こそ見えね香やは隠るる」を引用する五箇所があることから和歌に親和性のあることも考えられると述べる。また、「あやなし」は男性の芳香の美と関わる感覚的な性格を有するとも述べ、基本的に歌語であることを立証した。さらに本論文では一歩進めて、「対象がはつきりせず、陰の心情を包括的に表現する」語であると述べる。さらに、「三『あいなし』の全用例検討」は以下のようなものである。

「あやなし」に対して「あいなし」は、源氏物語の百五例について「あやなし」と同様な手法を用い、詳細な一覧表を示したうえで分析をおこない、以下のように纏めている。

- ・草子地、語り手の非難の評言や感想に用いられること
- ・手紙文に用いられること
- ・陰の心情、不快感について用いられること
- ・和歌にはまったく用いられないこと

論文では、巻別に検討してみると、全く用例の無い巻が十六で、宇治十帖に比較的多くみられ、内容では不快感を伴う心情表現に多く見られること、「つまらない」と訳せる例が多いことなどを導いている。

以上のように、「あいなし」「あやなし」の両語を比較検討した結果、その差異は明確に仕分けられることが出来ると論じた。つまり、「あいなし」は散文語であり、「あやなし」は古語、かつ歌語であることと述べる。かつて原田芳起氏は『平安時代文学語彙の研究』で「源氏物語等の散文文学に用いられる形容詞語彙で、古今集に見当たらず、歌語とならないで終った語」の一つとして「あいなし」を指摘されていた(五一頁)ことを本論文で類似語「あやなし」を用いることで立証したものと云えよう。なお、結論は「はしがき」にも明記されている。

「あやなし」は歌語であり、「あいなし」に比して古く、「あいなし」は散文語彙で「あやなし」に比して新しい。これが源氏物語の全用例(「あやなし」十八例、「あいなし」百五例)を分析して得られた結論である。この検証の経過をたどってみると作品の起伏や内情が明らかになることもある。「あやなし」全用例中十二例が、和歌として、あるいは引歌として用いられている。もつとも古今集にある躬恒の「春の夜の闇はあやなし」は人口に膾炙されており、源氏物語にも全用例中五例が何らかのかたちでこれを引いている。

申請者は「あやなし」が音便変化して「あいなし」となったと説き、したがってこの両語はほぼ同じ意味内容を有するが、使用される範囲が異なっているのではないかと説く。この見解は例えば北山谿太氏が『源氏物語のことばと語法』で述べておられたことでもあるが、それを再確認したことにもなる。なお、本節で「陰の心情」という説明がなされているが、これについてはやや慎重さを欠いたものと思われ、以下の論述でもしばしば用いられていることから、詳細な補足説明が必要な箇所ではあるが、結論としては概ね妥当な見解であろう。

第二章 「うるはし」考

本章は申請論文の中心で、古事記、万葉集、竹取物語、枕草子、源氏物語、紫式部日記、大鏡、狭衣物語の八作品について全用例をあげながら検討を加えている。各作品の特性を慎重に吟味しながら、あたかも地を這うがごとき分析態度は敬服に値するものであり、このような迅速で辛抱強い堅実な方法こそが古代語の語義を解明するもつとも有効かつ確実な手立てであると思われる。ただ、そのような確かな手法と、その手法を堅持しながら解明していく考証の論述とは峻別しなければならぬのは当然であろう。あえて付言するのは、本論文にまま見える申請者独自の言い回しや、表現においてやや荒削りな指摘、もう少し詳細な説明を要する箇所が時に垣間見える点があるからである。もちろん本論で明らかになった成果が先に記した若干の方法的危惧を少しも寄せ付けず、本論文が示した結論の妥当性をいささかも揺るがすもので決してないことは明らかである。

以下、まずは各作品を対象にした検討結果のみを申請者の纏めに従って各作品ごとに摘記しておき、その後で若干の意見を付記したい。

①古事記（十九例）

・「麗」の表記は男性を、「美麗（麗美）」は女性を、各々讚美する場合に用いられる。

・男女の人格美を表現し、求婚譚の場面に用いられる。

・莊嚴で清浄な崇高美を表わす神に用いる。

②万葉集（十九例）

・親愛・讚美・崇敬の情に関わるものが基調にある。

・美しい風景に心惹かれる思いを表わす。

・「思ひ」「心」などの心的用語を伴う例が多い。

・心情としては好感度の高い場合が多い。

③竹取物語（七例）

・立派さを包含した人目を惹く美しさとして用いる。

・神性なもの、光り輝くものなど視覚で捉え讚嘆できる場合に用いる。

・神仙思想を背景にしたものに対して用いられる。

・かぐや姫に関する表現に対しては用いられない。

・表記としては「美麗」「端正」が相当する。

④枕草子（二十三例）

・人間に関して、とくに女性や童の髪、男性の装束に関して用いられる。

・視覚で捉える美しさのみで、聴覚、嗅覚、触覚については用いられない。

・人工的に時間経過を経て造り上げた完成美に用いる。

・「整美」「端正」「端整」「端麗」に相当する。

⑤源氏物語（七十二例）

・他の語と協調せず孤立して用いられる。

・崇高美を持った堅苦しい強い感じのする場合に用いられる。

・「きよら」系の美的語詞と調和し美的表現を高める。

・伝統と格式を備えた人物に対して用いられている（夕霧に多い）。

・道具類も整然としている状態に対して用いる。

・立派に完成した事物に対して用いられる。

⑥紫式部日記（七例）

・若宮誕生の儀式の場面に用いられる。

・女性の毛髪美や装束美を表現することが主である。

・中国的な美や人工的な美に関して用いることが多い。

⑦大鏡（十七例）

・高位の男性について用いられ、女性には用いられていない。

・人工的な装飾物、仏教関係の物に用いられている。

⑧狭衣物語（七例）

・崇高な神（天稚御子も）や男性に関して用いられている。

・格式高い貴族の堅苦しい姿に用いられる。

①について、本節のタイトルが『うるはし』の源流をめぐってとあるように、日本語「うるはし」の最古の用法が古事記にあると判断して考察が進められている。「源流」というからには、そこから流れ出るべき語義の本源的な要素があると捉えての言説かと思われるが、本節には「平安時代ほど多種多様な形容詞語彙がまだ存在していなかったこの『古事記』の時代に、「うるはし」は美的語詞の代表語のごとく活発な活動をしながら表れる」という固定観念的な把握がなされているにとどまっている。古事記という作品の性格を考慮することや同時代に成立した文献に目をやっておく必要はなかったのかと思うものである。たとえば日本書紀・神代下に「友善」を「うるはし」（大系・上・一三七頁）とか、天武天皇・上に「共与に連和し」の「連和し」を「うるはし」と訓んでいることや日本紀の記述なども視野に入れるとさらにその裾野が広がりをもつものになったのではないかと思われる。また、古事記の訓みは

一字音表記の場合以外は慎重な吟味を要する場合があり、たとえば「麗」は典型的なものであろう。

②の結論は納得のいくものである。ただ古事記の場合と同様、九例の一字音で表記されている場合は良いとしても、他の残りの九例については種々の訓みがある。やはり『校本萬葉集』本文を参照しつつ堅実に考証を進めてほしいと思う。

③竹取物語の全用例から帰納された結論は妥当であり、主人公であるかぐや姫の表象には「うるはし」よりもより一段高い美的表現を用いていることを指摘されたのは評価されよう。なお、この末尾に今昔物語集の全用例の検証を予告しているが、これは果たされていない。まことに残念である。後日の課題とされたい。

④枕草子の用例を通しての結論には概ね妥当性があると思われる。ただ用例数を二十三例としておられるが、申請者の指導者のお一人が枕草子異本研究の第一人者であった田中重太郎氏であったことを考えると、枕草子諸本の用例にも言及して欲しかったところではある。

⑤源氏物語全用例を物語の展開に即して一つ一つ説明する態度は、右にも記したが、実に懇切丁寧であり、それだけに導かれた結論には納得されるものがある。しかもこの後に付された「源氏物語における「うるはし」とその周辺語彙をめぐって」において前節で導かれた源氏物語における語義が正当なものであることを確認することができるように仕組まれているのである。つまり「うるはし」と「なつかし」とは非協調の關係に置かれ、また、「うるはし」と「なまめかし」とが協調關係にあることを説くことで、本論文の説の補強をしている。また、同時に、「うるはし」「なつかし」「なまめかし」の解釈をめぐって物語の内容に少しく触れていることがより説得力をもっていることがわかるのである。なお、中川正美氏の最近の論文「『うるはし』の語史と源氏物語」(『源

氏物語の展望』第八輯、二〇一〇、一〇)には申請者とは異なった観点からの考察が示されている。すなわち、記紀や万葉集における「うるはし」は表記にも配慮され尊敬の感情や外形への評価を共にこめていると述べ、平安時代の作品には上代にあった感情の意は影をひそめ、もっぱら外形への評価の形容詞として用いられると述べられ、源氏物語にあっては従来の外形美ではなく、精神面へ拡大された形象美を表わす用例が多いと論じられている。参照するに十分の価値ある見解と思われることから、あえて付言しておく。なお源氏物語を論じる際に両氏ともに夕霧に特に着目しておられることは興味あることでもある。

⑥敦成親王の出産に関わる儀式についての用例が多いことはこの日記の性格とも関わって首肯できよう。「うるはし」は「めでたし」に対して視野が狭いか焦点が鮮明であると述べられることも、深くは追究されていないが注目される見解である。ただ、中宮彰子に仕える女房たちの姿をたびたび「中国的な美」と説明されるのは如何かと思われる。むしろ「唐絵」のようであるとした方がよからう。儀式の場合に異国情緒に染まることを「うるはし」と捉えるのである。

⑦西端幸雄氏の『平安朝仮名文学作品語彙の研究』(二〇一〇、三、金壽堂出版)によれば、大鏡は他の同時代の女流文学作品に比して名詞や動詞の比率が高く、作品語彙の九割を占めていて、残りの一割が形容詞や形容動詞などであると言う。これが作品としての大鏡の性格である。このことと、大鏡における「うるはし」は最高位の男性の態度、容姿、生活様式や人工的な装飾品、仏教関係などの形容に用いられているという申請者の導かれた結論とを併せ理解することで作品をより深く捉える事ができるように思うのである。

⑧狭衣物語の語彙調査には枕草子同様、諸本研究が最大の隘路となる。申請者は版本を底本とする古典集成と深川本を底本とする新編古典全集

とを選び、両者を対照しつつ吟味するという妥当な方法は理解できるが、古典集成をとった根拠として用例数の多さをあげられたのは解せぬことである。両本がいかなる系統の本文に属し、どのように異なっているかは、少なくとも触れておくべきで、そのうえで古典集成を調査対象にしたと言えは納得できるのである。ただ諸本研究の進展しつつある狭衣物語研究を念頭に置いて、中田剛直氏の『校本狭衣物語』や『狭衣物語諸本集成』の該当箇所について幾分かの言及があってもしかるべきではなかったかと思われるのである。

第三章 「ゆかし」考

本章は作品を落窪物語、枕草子、源氏物語の三作品を対象としている。まず落窪物語。落窪物語は十例の「ゆかし」があるが、聴覚や嗅覚、触覚に関して用いられる例はなく、十例共に視覚的欲求が強く働く場合に用いられていること、男主人公道頼の感覚に即して用いられていること、したがって優越者が弱者に対する心情に即して用いられているという事実を立証された。落窪物語はその核となる所謂「継子いじめ」の話し柄も手伝って、作品成立当初からかなりの読者層の広がりを持つていたと言われている。その関心の赴くところは主として男主人公の心情と行動がいかに描かれているかという点にあったことを、本章での「ゆかし」一語を説明することによって具体的に示し得たのではなからうか。論者の観点に同感するものである。

次に、枕草子である。前章で指摘した枕草子研究の困難点である諸本処理の課題について、本章では前文において用例の検索をすべて三巻本を底本とした日本古典全書に依拠した旨を断っている。これはある意味で賢明な処置をとっていると見られ、そのうえで「ゆかし」「ゆかしがる」の全二十一例の検証作業を行っている。検証作業の結果として、「ゆかし」

は大きく二つに分類されるという。一つは、「見たい」「聞きたい」「知りたい」「読みたい」の意味を各々明確に示せるもの、もう一つは「見たい・聞きたい・知りたい」それぞれの意味を複合的に用いているもの、の二種類に大別できると結論付け、さらに論の末尾に語義分類を图示している。つまり、視覚的範疇に属するもの十四例、聴覚的範疇に属するもの八例、その他一例、としている。枕草子における「ゆかし」は視覚的好奇心を表わす場合が多く、次いで聴覚的好奇心で用いられ、嗅覚や味覚に用いられることはないと述べる。行為の主体は作者である場合がほとんどであることから好奇心旺盛な清少納言の人物像が裏付けられ、枕草子や清少納言人物像に関する従来の研究成果とほとんど齟齬するところは無いことから、語義の面からも枕草子の性格をより深く理解できるように思われるのである。

次に源氏物語。「ゆかし」百三十一例すべてにわたって、その用いられている前後の文章を掲げ、その箇所について物語展開を含みつつ解説する。

いまその一について述べる繁を避け、申請者自身が纏めたところを摘記しておきたい。

- ・用例の無い巻は空蟬・花宴・葵・花散里など十四帖でその他の巻には散見される。
- ・用例数からみると若菜下巻、宿木巻に九例、八例と多く、主として会話文中に多い。
- ・主として男性（庇護的立場）の女性（庇護下的立場）に対する恋慕の情を表わす場合が中心である。
- ・人物関係以外では、精神的なものや動物、風景などに対して用いられる。
- ・多くは連用形で用いられ、「思ふ」を伴う場合が多く、連体形の場合には心の状態を表わす語に続く例が多い。

- ・視覚的願望の意味が多く、聴覚的願望の場合もある。
- ・多くは陽性的心情を伴うが、場合によっては陰性的心情もある。

以上の説明以外にも場面によっていくつかの付帯条件や付加する文言もあるが、要点はほぼ押さえられていよう。この論者の姿勢は、一見、遅々として進まぬ歩みのように見え、またやや単調な説明の繰り返しのようにも映る。しかしながら百以上の用例のすべての解説を読み終えてみると、その根気力に感嘆すると同時に、ほぼ妥当な結論に導かれているのではないかと評する以外にないと思われる。源氏物語という巨峰に挑むために奥深く分け入り小径をひたすら踏査する研究者のあるべき姿を感じ取るからである。ただ諸手を挙げて感嘆するのは、むしろ非礼にあたらう。以下、申請者の考証過程や説明について若干の異見を付しておくたい。

*論文中にしばしばみられる「陽性的」「陰性的」という漠然とした用語は、その意図される概念がややあいまいな括り方であることにいささか疑念を抱かせる。解釈の基本に関わる用語であることから丁寧な説明が欲しいところである。

*現行のわずかの注釈書の域にとどめて解釈を検証しようとしている消極的姿勢があり、論調に緊張感を欠いているように思える。とくに研究史の厚い源氏物語においてはなおさらその感が強く、周辺資料への顧慮が必要であるように思われる。

*解釈を一例ずつ検証する姿勢は評価するが、そこで同様な説明の文言が繰り返されることに違和感を覚える。僭越ながら、推敲を要する箇所もある。

以上の妄言が第三章全体の結論を揺るがすものでないことは勿論であり、これまでの申請者の真摯な研究姿勢を高く評価することに変わりはない。

ない。平安時代の文学作品について語彙の点から研究した論考は次第に多くなってきた。本論で扱われた作品以外の異なったジャンルにもまだまだ多くの作品があることから、今後、申請者によって解明される場所も大きいことであろう。その成果を期待したい。

論文審査の結果の要旨

本論文は平安時代物語作品に多く見られる「あいなし」「あやなし」「うるはし」「ゆかし」の語義について考証を展開し、文脈上でいかなる解釈がより妥当であるかを論述したものである。形容詞をいかに解釈するかは物語全体を説明する基本的な問題で、膨大な用例の全てに亘って検討した結果を学位請求論文として提出されたものでもある。とりわけ第一章における「あやなし」と「あいなし」の区分は本論文によって明確になったものでもあり、第二章の「うるはし」の検証によって、語義が次第に変化している事実を確認することができ、また、第三章の「ゆかし」の用例検討によってより深い作品理解につながることも確認された。ただ第二章で上代から平安時代に至る九作品を対象としながら、第三章で三作品しか扱っていないのはやや不満の残るところであり、用例の取り上げ方についても、各作品ごとに諸本研究の再深化が近年の具体的成果として示されていることもあることから、これらについて配慮した注記がぜひとも欲しいところである。

冒頭に引用した田中重太郎氏や前田富祺氏の言葉は三十年以上も前のことである。もちろんこれ以前にも多くの有益な論文や著書もあり、その後にも多くの論考が発表されていて、作品理解を深め今日に至っているが、本論文には先行論文への言及や配慮があまり見られないのはまことに残念である。これらを広くとりいれて有効に活用することによって、本論文の説得力が揺るぎないものになることであろうことをあえて付言

しておく。また、本論文は「はじめに」がありながらそれに対応する項目がないという形式的な不備があったり、表現語句の変換ミスが何箇所か指摘される。

審査委員会は、各章についていくつかの課題や今後の研究における問題点を指摘したが、これらに対して申請者の的確な回答と今後の意欲的な課題が表明され、今後の展望が期待された。以上のことにより、審査委員会は一致して、本論文が博士学位を授与することに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一一年一月九日午後1時30分から3時40分まで末川記念会館第二会議室で行われた。申請者は今日まで本論文に関連する多くの論考をはじめ、著書や学会誌等にも発表し、その学術的手法についても夙に定評を得ている研究者である。また申請者は本務校においても講義や演習等を担当し、一方で社会教育の面でも積極的に参画し指導している熱心な教育者でもある。公開審査時に提出された多くの質問に対し、的確な対応と今後の展望が述べられ、真摯な学究態度が確認された。英文による要旨も的確であり、また、説明のために引用された漢文資料から申請者の中国語(古文)への十分な力量が窺えた。したがって、本学学位規程第二十五条第一項により、これに関わる試験の全部を免除した。

審査委員会は、本論文に関する評価、論文審査の結果、その他関連する業績等を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第二項に基づき、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

亀田 英一郎

A Comparative Study of Verb Forms between English and Japanese (日英語動詞形態に関する比較研究)

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一一年三月三十一日

審査委員

主査 佐野まさき

副査 児玉徳美

副査 彦坂佳宣

論文内容の要旨

本論文は、英語と日本語の両言語を、特にその動詞形態の観点から比較し、個々の言語がどのように違い、なぜそのように違っているのかという、人間言語の普遍性と個別性を探求する上で重要な問いを、生成文法(Generative grammar)の枠組みの中で追及したものである。本論文の構成は以下の通りである(サブセクションは省略)。

Chapter 1 The aims and methods of the thesis

Chapter 2 The forms of English verbs

Chapter 3 The forms of Japanese verbs

Chapter 4 The similarities and differences of predicative forms between English and Japanese

Chapter 5 Dummy verb sentences in English

Chapter 6 Dummy verb sentences in Japanese

Chapter 7 Conclusion

(なお、本論文は英文論文であるが、以下にあげる日本語の例は、本報告書では説明の便宜上ローマ字表記と漢字仮名交じり表記を併用している。)

第1章 The aims and methods of the thesis (論文の目的と方法) では、本論文の目的と方法論とが示される。まず、本論文で問題とする基本的な現象の紹介が行われる。代表的な例として、次のようなものがある。

- (1) a. I play tennis. (私はテニスをする)
 b. He plays tennis. (彼はテニスをやる)
 (2) a. I am playing tennis now. (私は今テニスをしています)
 b. He is playing tennis now. (彼は今テニスをしています)

英語では主語によって (助) 動詞の形態が変わりうる (play/plays, am/is)。すなわち、主語 – (助) 動詞の一致 (agreement) が見られる。一方日本語ではそのような一致現象がない。また、英語では次のような (助) 動詞移動 (主語と助動詞の倒置) が見られるが、日本語ではそのような現象は見られない。(下線部は is の「移動元」を示す。)

- (3) Is he playing tennis now? (彼は今テニスをしていますか)

本論文は、(1) (2) で見られるような一致現象がなぜ英語では存在するのに対し日本語では存在しないのかという問題を、(3) で見られるような (助) 動詞移動がなぜ英語では存在するのに日本語では存在しないのかという問題と関係させる。この2つの (一見別々の) 問題が、動詞形態の決定に関する日英語の単純な違いから演繹的に導かれるということを示すのが本論文の目的である。そしてそのための方法として、生成文法を理論的枠組みとして用いることが示され、本論文で特に関係する、生成文法の Agree (一致) という統語的操作が紹介される。

第2章 The forms of English verbs (英語動詞の形態) では、助動詞を

含む英語動詞の様々な形態について、それがどのように決定され、倒置などの (助) 動詞移動を含む英語の特定の語順現象とどのようにかわってくるかを論じている。動詞形態と (助) 動詞移動の両方に関わってくるのが Agree という操作である。たとえば (2b) は概略次の (4a) から (4b) (4c) のようなプロセスを得て生成される。T は時制 (Tense) のことであり、その T の内部に、時制に関する素性 (この場合は [–Past]) という非過去 (≠ 現在) 素性) が含まれている。それに加えて (4a) では T の内部に値未付与の人称素性 [–plural]、同じく値未付与の数素性 [–plural]、さらに値未付与の語根素性 [Root –] がある。(下線だけの部分は、値がまだ決まっていないことを示す。) VP とは動詞句 (Verb Phrase) であり、その内部に be 動詞の原形に対応する、発音形がまだ決められていない BE がある。

- (4) a. he [T [–Past], [–person], [–plural], [Root –]] [VP BE playing tennis]
 b. he [T [–Past], [third person], [–plural], [Root BE]] [VP BE playing tennis]
 c. he [T is] [VP BE playing tennis]

本論文によれば、Agree とは素性転写 (Feature Copying) である。すなわち、主語 he が持つ人称素性 (third person)、数素性 (–plural) が (4a) の T 内の値未付与の人称素性 [–person] と数素性 [–plural] に転写され、(4b) のように [third person], [–plural] となる。(網かけは転写の結果値が決まった部分を指す。) また、動詞句 VP 内にある BE も T 内の語根素性 [Root –] に転写され、(4b) の [Root BE] のようになる。(4b) の T の部分、すなわち [T [–Past], [third person], [–plural], [Root BE]] は (4c) のように発音上 is [ɪz] として音声化される。VP 内の、字消し (取り消し線) を施された BE は規約により発音されないことを示し、結果 (2b)

のような発音形が得られる。

本論文は、(4) で見た *be* 動詞などの動詞形態の決定 (すなわちこの場合素性転写により *is* となること) と同じプロセスが、(3) のような (助) 動詞移動 (主語との倒置) にも関わっているとするとする。すなわち、次の (5a) の一行目の、文が疑問文で表すことを示すマーカーである *C* の内部にある値未付与の素性に、(4a) から (4b) への素性転写の結果得られた *T* の素性 ((5a) 二行目の網かけ部分) がそのまま転写され、(5b) のようになる。

- (5) a. $[_C [_{VP} \text{Past}], [_{person}], [_{plural}], [_{root} _]]$
he $[_T [_{past}], [_{third person}], [_{plural}], [_{root} \text{BE}]]$ $[_{VP} \text{BE}$
playing tennis] (= (4b))
- b. $[_C [_{past}], [_{third person}], [_{plural}], [_{root} \text{BE}]]$
he $[_T [_{past}], [_{third person}], [_{plural}], [_{root} \text{BE}]]$ $[_{VP} \text{BE}$
playing tennis]
- c. $[_C \text{Is}]$ he $[_T [_{past}], [_{third person}], [_{plural}], [_{root} \text{BE}]]$
 $[_{VP} \text{BE}$ playing tennis]

T の素性が *C* へ転写されて得られた (5b) の網かけ部分は、(5c) のように発音上 *is* ($[i:z]$) として音声化され、また字消し部分は規約により発音されないの (3) のような発音形が得られる。

本論文では、このように英語 (助) 動詞の形態決定のプロセス (4) と、(助) 動詞移動 (主語との倒置) のプロセス (5) が、素性転写という基本的な同一の操作によって導き出される。そして同じ素性転写が、(1) のような一般動詞の場合 (*play vs. plays*) や、他の助動詞が (複数個) 絡む構文にも応用可能であることを示している。加えて、否定の *not* などの副詞が、次の (6a) のように *be* の左側 (*might* の直後) だけでなく、(6b) のように *be* の右側にも現れるということも、素性転写で説明し

ている。

- (9) a. He might not be doing his homework.
b. He might be not doing his homework.

すなわち、*not* と動詞句 *VP* (= *[not [BE doing his homework]]*) 内にある *BE* が、*VP* の外にある *T* への素性転写によって *be* [*not [BE doing his homework]*] のようになり、結果 (9b) のように *not* の左側で *be* が発音されることになる。このように、素性転写は、(1) – (3) に見られる動詞の形態の決定や主語との倒置現象を説明するだけでなく、(9) に見られる *not* のような副詞との語順も説明できるのである。第2章はこのほかにも、不定詞およびそれと副詞との語順の決定 (*often to sing, to often sing*) や、現在分詞 (*singing*)、過去分詞 (*sung*) にまで論を展開し、英語の動詞形態の決定にかかわる素性転写分析の妥当性を検証している。

なお、素性転写に関わる時制素性、人称素性、数素性、語根素性はすべて形態素性 (morphological feature) である。これは、次章で展開される日本語との相違に関して重要となる。

第3章 *The forms of Japanese verbs* (日本語動詞の形態) では、日本語の動詞の形態がどのように決定されるかが論ぜられる。ここで英語との決定的な違いは、英語では形態素性が存在し、したがって形態素性の素性転写も可能であるのに対し、日本語では形態素性が存在せず、それゆえ形態素性の転写も起こり得ないという点である。英語では素性転写の帰結として主語と (助) 動詞との一致や、主語と助動詞との倒置などが導き出されたが、日本語では形態素性の欠落により素性転写が存在しないため、結果として主語と (助) 動詞との一致や、主語と助動詞との倒置なども出てこないということである。日本語では形態素性がない代わりに、音声内容 (phonetic content) が初めから与えられた接辞 (affix)

があるとされる。たとえば英語では (5a) – (5b) のように、疑問を表す C の中身が、最初値未付与の形態素性の集合 $C = \{[-Past], [-person], [-plural], [low_]\}$ であつたものが、素性転写により $C = \{[-Past], [third\ person], [-plural], [low\ BE]\}$ となり、最終的に $C = is$ として発音される。一方日本語では、形態素性の集合の代わりに、次のように初めから $C = [ka]$ という音声内容を持つ、疑問を表す接辞が導入されている。

(7) 彼は今テニスをしています $[_c\ ka]$

ka は接辞であるため、接辞はそのホスト（接辞が付く相手）と、隣接条件のもとで音的に結合していなければならない。その結果、次のように「か」と「しています」との間に「彼は」のような要素が介入することはできない（[*]は非文法的であることを示す）。

(8) *今テニスをしています彼はか

それに対し、(3) の is は接辞ではなく、素性転写の結果得られた C の形態素性の発音形であるのび、 $is\ \grave{a}\ playing\ \grave{a}$ の間に he のような単語が介入しても何ら不思議ではない。

この第3章では、動詞の自己を表す要素や時制を表す要素も、上で見た $C=ka$ と同様、初めから音声内容を持った接辞として導入されるとする。たとえば他動詞「乾かす」は次の (9) のような構造となる。

(9) II (タオルを) $kawak_{vp}\ as[r]$

すなわち、 $VP = [(タオルを) kawak]$ に他動詞化接辞 as が付き、それ全体に非過去を表す接辞 (r) が付いている。([r] は [r] のような子音の直後で消去される。) as や (r) が、初めから発音内容 $[as]$, $[(r)]$ を持っていることに注意されたい。英語の (3 人称単数) 現在を表す is や $plays$ (の s) が初めは発音形を持たず、素性転写の最終結果として $[z]$ や $[plɛz]$ という発音形を与えられることと対照的である。本章ではこのような、日

本語では初めから発音形を持つ接辞が統語構造の中に導入されているという分析を、疑問文を表す $C (=ka)$ や動詞だけでなく、平叙文を導く $C (=to)$ や形容詞にも押し進め、さらに「らしう」「かもしれない」などの助動詞についても考察を広げよう。

第4章 The similarities and differences of predicative forms between English and Japanese (日英語の述語形態の類似点と相違点) では、第2章と第3章とで論ぜられた英語の動詞形態の決定のされ方と日本語の述語形態の決定のされ方の違いが、主語と(助)動詞との一致現象や倒置現象の有無に加え、ほかにとどのような違いを生むかについて論じている。これらの違いはすべて接辞性の有無に帰着する。英語では従属節が平叙文であることを表す C の形が(素性転写のち)次の (10a) のように $that$ という発音形に決定されるが、この $that$ は (5c) の $C=is$ が接辞でないのと同様)接辞ではない。一方、 $that$ に対応する (10b) の日本語の「と」は、初めから $[to]$ という発音形を持つ接辞である。

(10) a. John thinks $[_c\ that]$ Mary is honest.

b. ジョンはメアリーが親切だ $[_c\ と]$ 思っている

c. *ジョンは親切だメアリーが $[_c\ と]$ 思っている

したがって、英語では (10a) に見られるように、接辞でない $that$ と is との間に $Mary$ のような要素が介入しても何ら不思議ではないが、日本語では (10c) に示すように接辞である「と」と「親切だ」との間に「メアリー」などが介入すると、「と」が接辞として述語「親切だ」に付着することができず、非文法的になる。本章では、このような接辞性の違いが、語順に関する日英語間の他の違いも自動的に導き出されることを示している。たとえば (9) の「タオルを」を、次の (11) のように、 $kawak$ と他動詞化接辞 as との間に介入させることはできない。

(11) *乾くタオルをあす

同様に、次の(12)が示すように、副詞「ひよっとしたら」を、接辞的な「かもしれない」と動詞「降る」との間に介入させることはできない。

(12) の英語の場合と対照的である。

(12) (ひよっとしたら) 雨が降る (*ひよっとしたら) かもしれない

(13) (Possibly) it may (possibly) rain.

一般に、英語は語順がしつかりと決まっています (John ate an apple vs. *An apple ate John) 日本語は語順が比較的自由である (「ジョンがリンゴを食べた」vs. 「リンゴをジョンが食べた」と言われるが、視点を変えれば事実は逆で、日本語では(8)(10c)(11)(12)に見られるように、接辞性をおびやかすような語順は許されないのである。

第5章 Dummy verb sentences in English (英語のダミー動詞文)では、次の例のように英語の否定文や疑問文に現れる「ダミー動詞」doについて論じている。

(14) a. John does not play tennis.

b. Does John play tennis?

従来の分析では、(14)に見られるdo(es)はもともと存在せず、文生成の過程で途中から挿入されるとされてきた。すなわち、(14a, b)はdoが挿入される前に次のような構造をしていたとるのが、従来の分析であった。

(15) a. John [_F(e)s] not play tennis

b. [_F(e)s] John [_F] play tennis

(15a)では、3人称単数現在を示す(e)sが、notの介入により、動詞playに付着してplaysとなるFがびぢない。(e)sは単独では発音できない接辞とされ、(e)sが付着する相手が(e)sに隣接していない場合、(e)sの発音のためにdoが(15a)のT=(e)sに挿入され、(14a)が生成されるとするのが従来の分析である。同様に(15b)では、接辞(e)sが、

主語Johnを飛び越えて、疑問文を形成するCの位置に移動した結果、主語Johnの介入により(e)sがplayに付着することができなくなっている。そこでやはりdoがC=(e)sに挿入され、(14b)ができるというのが従来の標準的な分析である。本章ではこのようなdoの「挿入分析」に対し、doは文が構築される初めの段階から(素性の集合として)存在するという「基底生成分析」を主張し、その利点を論じている。その利点の一つとして、子供が発する次の(16)のような文の可能性を難なく説明できるということがある。

(16) Did the kitchen light did flash?

(17) a. [_F(e)d] the kitchen light [_F] flash (Tの中の下線は(e)dのも
とあつた位置)

b. [_F+Past,..:] the kitchen light [_F+Past,..:] flash

従来の挿入分析では、(17a)が示すようにCの位置に移動した過去形接辞(e)dが発音されるために、doがCに挿入されることになる。しかしそれでは(16)の左端のdidの存在は説明できても、動詞flashの左側のdidがなぜ子供の文法では存在しうるのかが説明できない。一方素性転写に基づく本論文の分析では、動詞flashの左側にあつた素性の集合[+Past,..:]が(17b)のようにCの位置に転写され、そのような転写先(C)と転写元とが両方didとして発音されたのが(16)であると説明できる。一方大人の文法では、転写先のみが発音されるのが一般的である((4b, c)(15b, c)参照)ので、(16)の2番目のdid(転写元)が発音されないDid the kitchen light — flash?が通常の形となる。

第9章 Dummy verb sentences in Japanese (日本語のダミー動詞文)では、次の(18b)に見られる「する」がどのように生成されるかについて論じている。

(18) a. 太郎はすしを食べる (tabe-ru)

b. 太郎はすしを食べる (tabe sase su-ru)

従来は、英語の (15a) の *not* の介入の場合などと同様に、日本語の (18b) の文では、*tabe* と非過去接辞 *ru* が *sae* の介入によって分断された結果、接辞 *ru* を支持するためにダミー動詞 *su* が挿入されるという分析がとられてきた。本章ではこのような *su* の挿入分析の問題点をあげ、それらの問題の解決のためには、*su* が初めから存在するという「基底生成分析」のほうが妥当であるという議論を展開している。

第7章 Conclusion (結論) では、今までの議論を、特に英語と日本語の違いと共通性が浮き彫りになる形でまとめあげている。すなわち、①形態素性を持つ言語である英語の (助) 動詞形態の決定はその形態素性の素性転写によってなされる (したがって主語- (助) 動詞の一致現象が見られる) のに対し、形態素性を欠く言語である日本語の (助) 動詞形態の決定は、(形態) 素性転写の代わりに、初めから音形を与えられた接辞の付加によってなされること、②英語では (形態) 素性転写の帰結として主語- (助) 動詞の倒置などの (助) 動詞移動が見られるのに対し、(形態) 素性転写のない日本語ではそのような (助) 動詞移動は見られないこと、③英語では文のタイプ (疑問文か平叙文か) を示す *C* や、時制を示す *T* などが (形態素性の集合であって) 接辞的ではないのに対し、形態素性のない日本語では *C* や *T* などは接辞的であり、そこから語順に関する、英語には見られない制約が出てくること、④英語も日本語も、ダミー動詞 *do/su(ru)* は文生成の途中で挿入されるのではなく、初めから基底生成されること、である。そして本章の最後に、今後の課題として、本論文では「文」を形成する動詞や述語の形態の比較を行ってきたが、「文」と構造上パラレルであると一般に主張される「名詞句」の構造についても考察を広げたい旨述べて本論文を締めくくっている。

論文審査の結果の要旨

本論文が一貫して主張しているのは、日英語の一致現象の有無 (英語にはあるが日本語にはない)、倒置などの (助) 動詞移動の有無 (英語にはあるが日本語にはない)、語順に対する特定の制約の有無 (日本語にはあるが英語にはない) などがすべて、究極的には形態素性の有無 (英語にはあるが日本語にはない) のみから演繹されるという主張である。英語に形態素性があるということは、子供が習得すべき英語の辞書項目 (Lexical item) に形態素性があるということであり、日本語に形態素性がないということは、日本語の辞書項目にそれが無いということである。言語が違えば辞書項目 (一般に言う「単語」) が違うのは当然であり、辞書項目の習得は当該言語を習得する過程で子供が避けて通れないものである。日英語の辞書 (Lexicon) のたった一つの違い (形態素性の有無) から、日英語の文法現象の種々の違いが自動的に演繹されるという本論文のアプローチは、子供が数少ない言語データから短期間で当該言語の文法を習得できるのはなぜかという、言語習得の論理的問題 (the logical problem of language acquisition) の説明に大きく迫るものであり、きわめて高く評価できる。また第5章と第6章とで論ぜられたダミー動詞文については、日英ともにダミー動詞 (*do/su(ru)*) が基底生成されると主張されているが、これは日英の形態素性の有無の違いと何ら矛盾するものではない。すなわち、英語ではダミー動詞 *do* が、(発音を持たない) 形態素性の集合として基底生成され、素性転写を経て最終的に *does* や *did* のような発音形が決定されるのに対し、日本語では *su(ru)* が初めから発音形を持った形で基底生成されるのである。これは、言語間の違い (形態素性の有無) に影響されない部分は、言語間で共通のプロセス (文法) が働いているといったことを示す事例研究とみなすことができ、この点も高

く評価できる。

もちろん、個々の主張や分析については、問題がないわけではない。大きいところでは、本論文の眼目である、英語には形態素性があるのに対し、日本語ではそれがないというのが正しいとしても、そもそもなぜそのようなになっているのかという、より根本的な問題には答えを見出せていないという点がある。日本語には形態素性がない代わりに、初めから音形を持つ接辞があると主張されているが、なぜ当該要素が接辞的であるのかということについても不問に付されている。しかしこの違いはあくまでも辞書の違いの問題であって、(赤くて丸い冬の果物のことをなぜ英語では *apple* と言い、日本語ではリンゴというのかと問うのと同様) 答えを求めることがそもそも不可能な問題と言えなくもなく、本論文に対してこのことに対する答えを要求するのは過酷であるかもしれない。ただ、素性転写によって英語の形態素性の値がすべて決まった段階で、なぜ転写先の形態素性が発音形を受け、なぜ(大人の文法では)転写元の形態素性は発音形を受けないのかという問題は避けて通れない。すなわち、たとえば(5b)から、転写先の形態素性だけが発音された(5c) (≠(3))ではなく、転写先と転写元の両方が *is* という発音形を受けた次のような表現は、少なくとも大人の文法では許されないのはなぜか、という問題がある。

(6) (*) *Is he is playing tennis?*

ただし(19)は、(16)などと同様、子供の文法では許されることがあり、このような助動詞の多重生起はむしろ素性転写分析の妥当性を示すものと言え、本論文の主張を揺るがすものではない。

細かいところでは、本論文では日英語の助動詞を含む構文についても扱っているが、日本語でも英語でも、助動詞が連続した場合、内側から外側にいくにしたがって、客観的な表現からより主観的な表現に移行す

るといふ、日英語の共通性については、ほとんど触れられていないという問題も指摘された。たとえば次のような例である。

(20) a. John ⑤ must ④ have ③ been ② being ① made to do the work until midnight.

b. ジョンは夜中まで、その仕事を①させ②られ③続けて④いた⑤に違いない。

すなわち、日英ともに、内側から外側に向かって、①使役態―②受動態―③進行相―④完了相―⑤モダリティ(法助動詞)という順番で現れる(ただし語順は日英で左右逆になる鏡像関係である)が、本論のアプローチではこのような共通性を導くことができないということである。しかしながら、このような共通性は意味的な制約から出てくるものとも考えられ、日英語の(助)動詞の形態について論じることを目的とした本論文にそれを扱うことを求めるのは無理がある。さらに細かい個別事象では、日本語の形容詞述語を扱っているながら、「嬉しい」のようないわゆるシク活用の形容詞と、「高い」のようなク活用の区別を扱っていない点や、「あの人は男らしい」のラシイの曖昧性について触れられていないなどの指摘もなされた。しかしこれらは英語と比較することができない日本語特有の問題であり、このような事象の考察を日英語の比較研究である本論文に対しあえて要求する必然性はないであろう。

以上のような潜在的な問題点はあるものの、それらは本論文での大きな主張の妥当性を脅かすものではまったくなく、本論文の価値を左右するものでもない。むしろ、本論文のパスpekティブが雄大であるからこそ見えてくるものであると言える。審査委員会は、単純な根本原理から日英語の様々な違いを演繹的に導き出している本論文の姿勢を、言語学の進展に大きく貢献するものとして高く評価でき、本論文が博士学位に十分値するものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一一年五月三十日（月）16時から18時30分まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科英米文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における論文発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。また、本論文は達意の英語で書かれ、引用されている多数の文献の多くが英語で書かれたものであることも踏まえて、外国語の十分な力量があると判断した。

以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

佐藤 太久磨

『〈主権〉の歴史

—日本近代史試論—

一六二

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一一年三月三十一日

審査委員

主査 小関 素明

副査 桂 島 宣弘

副査 小林 啓治

論文内容の要旨

本論文は近代日本の主権国家化とその展開のロジックを読み解くことによって、日本にとつての近代化の意味を考察しようとしたものである。一九六〇年代の帝国主義史研究、一九九〇年代の「帝国研究」に対して批判的視座に立つ筆者は国家、主権という非人称的な主体の動静と展開のロジックを、日本を取り巻く国際秩序、その中での主権国家化の問題点や要件などに論及した政治学者、国際法学者の論説を題材に抽出、再構成することを試みている。

第一章では、加藤弘之の「人権新説」の中に「利己」とともに「利他」の契機が含まれていることに注意が向けられ、その主唱した社会進化論を弱肉強食の世界秩序への順応としてではなく、主権の制限による国際民主主義構想、多国籍協調構想につらなる側面をもった論理として読み解くことが試みられている。

つづく第二章・第三章では社会進化論の中に片鱗を覗かせていた制限主権論、国際民主主義構想が、日露戦後から一九二〇年代にかけて、当該時期の国際法学者や吉野作造ら論者によって、また社会多元主義の余波を受けて、より実質性をもった広地域秩序構想、すなわち「東洋モンロー主義」へと具体化されていったことが明らかにされている。

第四章・第五章では、大東亜国際法を唱えた法律学者の論議を題材に、国際民主主義の実質化に向けて整備された「東洋モンロー主義」が一九三〇年代の国際情勢の変化を受けて指導国原理を伴った大東亜共栄圏構想へと変質したことが明らかにされている。そこで筆者は大東亜共栄圏構想の有力化の中にあっても、その論理的支柱となった大東亜国際法の秩序理念には指導国原理の突出を抑制し、域内の諸国家の一定限度の自立性を顧慮する契機がふくまれていたことに注意を向け、それが戦後において日本を取り巻く新たな国際秩序を展望する前提になった側面を見落とすべきではないとしている。

論文審査の結果の要旨

これまで、歴史学の分野においては主権国家化の内的ロジックにまで立ち入ってその解析を試みた研究はほとんど存在しない。本稿は、第一に主権の存在を自明視して近代日本の主権国家化の道程を追跡するのはなく、なぜ近代主権が立ち上がり、それを構成要素とした国際社会秩序が一般化するのかということを解き明かそうとした点において画期的な試みであると言える。主権に必然的に随伴する相互排他的な自己絶対化の衝動が国際社会における苛烈な競争を必然化する一方、「利他」の契機を排出し、国際法の領域において制限主権論、国際民主主義論として理法化されていく様相とロジックを抽出しようとしたことは本稿の独創的な試みとして評価しうる。さらにそれが「東洋モンロー主義」と

いう広地域秩序構想として実践化、具体化され、一九三〇～四〇年代にいたって大東亜国際法（大東亜共栄圏構想）へと変質していくまでの過程を、状況主義的説明に墜ちずに、一貫して存在した制限主権の力学の転位、展開として捉えようと試みている点も、独創的な視座、方法として注目されよう。

第二に評価すべきは、主権国家化とともに生起し、国際社会秩序にまで貫徹する力学を受け止めて理法化し、国際社会秩序構想として実践化しようとした国際法学の営みを「構想力」という観点から抽出しよう試みていることである。「構想力」という表現には、当該時期の国際法学の営みを現実の追認ないし合理化としてではなく、理法化することによって未然の現実を選択的に呼び込み、次代の秩序を創造する力として着目する必要があるという筆者の根本的な問題意識が伺われる。言わば筆者は国際法学の構想力を事実以前のな力として分析の俎上に上げようとしていると言える。ここに見られるのは、善悪の審判からあえて離れ、時にその主唱者の意識の外に広がる学知のもつ実践的な可能性を検証しようという知的に柔軟で誠実な姿勢である。その姿勢に立つて、近代の中心からすこし距離のある日本という地点から近代の普遍的原理を再現しようという筆者の試みは相当刺激的であり、関連分野に一石を投じるものとなる。

もちろんこの筆者の試みは、記述されたもののなかに記述されないものを、さらには当該論者の主題化した論点の根っこにあるものを読み取らなければならないという困難を伴う。そうした作業に対して、特に歴史学の分野から、しばしば投げかけられる恣意的読解という非難を予想してもなお本稿を完成させた筆者の問題意識は相当先鋭的なものと見なしうる。低迷する歴史学の中にあつて、筆者の世代の研究者からこうした野心的な論者が提起されることは、今後の歴史学の活性化に向けた布

石として期待を集めよう。

ただ問題がなくてはならない。それはこの筆者の解析をもってしては、指導国原理がネグレクトされてしまう点である。筆者が再現した一連の論理過程の中にはつねに近代日本が自己を例外化しようという契機が一貫して根強く存在し、指導国原理への執着が貫徹している。その観点から見た場合、筆者が着目する制限主権、「利他」の契機は日本が自己の主権を制限するためではなく、他国の主権を制限するための機制として提起されていたのではないかとこの点を考慮する事が必要となる。筆者の試みは、これら契機がよければそうした恣意をともなっていたとしても、その構想力の射程の中にその恣意をこえた有効性を抽出しようとする点にある。その筆者の狙いは汲むにしても、われわれが日本近代国家の提起した国際秩序構想の中に見据えるべきものが主権に対する自己抑制の契機なのか、それを外面的にはともないながらも、あくまで自己を例外化しようとする衝動なのかについては今後入念な議論を重ねていく必要がある。

諮問での応答をみるかぎり、この必要性については筆者も了解していると思われる。むしろそうした論議を喚起する点も本稿の成果と言えよう。そうした論議を経ることによって、筆者のさらなる学問的飛躍、さらには関連分野での論争の進展を期待したい。

以上の諸点より、本論文が博士学位申請論文として相応しい内容を備えていると評価し得る。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一一年七月三日(日)15時から17時30分まで、学術館第一研究会室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻日本史学専修博士課程後期課程の在学期間中における論文執

筆や学内外の関連諸学会における発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

杉江 進

『近世琵琶湖水運の研究』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一一年九月九日

審査委員

主査 桂 島 宣 弘

副査 水 本 邦 彦

副査 杉 橋 隆 夫

論文内容の要旨

本論文は、近世琵琶湖水運の全体像とその特徴の解明を試みたものである。琵琶湖水運の研究は、戦後の一向一揆研究の隆盛の中で、堅田を中心に中世史の分野で多くの成果を生み出している。しかし、琵琶湖水運が最も重要な役割を果たしたのは、秀吉による全国統一から西廻り航路の成立までの期間であり、京都・大坂と東日本を結ぶ全国流通の幹線に位置していたにもかかわらず、これまで近世期に関してはほとんど研究はほとんど存在していなかった。本研究は、それに正面から取り組んだものである。

序「本書の課題と前提」では、第一章「琵琶湖水運研究の課題」で過去の研究史を整理し、続いて本論の課題として、①堅田の変貌に視点をあてること、②後背地との関係に注目すること、③船の航行と船支配の関係进行分析すること、が挙げられている。第二章「織田信長と琵琶湖水運」では、織田信長の琵琶湖水運政策を実証的に再検討することで、信

長は水運を重視しておらず、秀吉による大津百艘船の創設をもって、近世琵琶湖水運の幕開けとすることが主張されている。第三章「忘れられた『丸船』」では、琵琶湖水運を担った船の名称について、現在「丸子船」と通称されているが、史料の中から「丸船」と「丸子船」という名称の変遷を追い、やがて彦根藩領では「丸子船」、幕府船奉行支配の地域では「丸船」と呼ばれるようになった事実を明らかにしている。

I「近世前期琵琶湖水運の構造と特質」では、大津百艘船の創設から西廻り航路の整備を経て享保年間の彦根三湊との争論に決着がつくまでの期間を中心に、権力側の船支配と船仲間の対応について検討している。第一章「近世琵琶湖水運の成立」では、近世の琵琶湖水運は、豊臣秀吉による全国統一の過程で、初代の大津城主浅野長吉が堅田や坂本からも船を集めて、大津百艘船を創設したことに始まるとされる。大津百艘船は大津城主の公用を務め、大津からの荷物・旅人の輸送を独占するが、長吉以降の歴代大津城主も同様の権利を認め、幕府成立後も大津代官に踏襲されていく。一方、秀吉は船支配のために船奉行を創設し、船改め・運上の徴収・公用船の調達等を行わせた。その結果、公用船の手配は、大津城主→大津百艘船、船奉行→(堅田) ↓諸浦という二系統が存在していることが明らかにされている。しかし、徳川氏の覇権が確立して彦根藩が誕生すると、彦根藩領の船は船奉行の支配を離れ、大津百艘船に対する大津代官の独占的支配も崩れることとなる。第二章「近世琵琶湖水運の展開」では、近世の水運を主導したのは、堅田・大津・八幡の「諸浦の親郷」三カ浦であり、中世以来の琵琶湖水運の中心にあった堅田、浅野長吉によって創設された大津、豊臣秀次によって船の強制寄港が命じられ、沖島からの移住者が加わった八幡について、その経緯を詳細に検討している。最終的に、三カ浦の結束は、日本海海運を通じて運ばれて来る荷物の輸送をめぐって、湖北の今津・海津・大浦・塩津等との争

論を通じて、生まれたものであると結論づけられている。第三章「近世琵琶湖水運の変容」では、西廻り航路の整備により、琵琶湖水運の役割が低下していく過程が分析される。幕府の湖水船奉行は世襲の観音寺から官僚代官にかわり、この結果、船一艘毎に運上が賦課されるようになる。さらに、湖水船奉行が大津代官の兼務となり、彦根藩領を除く船支配が一元化されることとなる。第四章「幕藩間の相克」では、以上を踏まえ、大津に与えられていた独占輸送という特権も、享保期には彦根三湊の船は適用されなくなり、このような状況の中で、主要な九カ浦は公用船の務めや船賃の値上げを通じて、連携を深めていくことが明らかにされている。

Ⅱ「近世琵琶湖水運の廻船規定」では、近世琵琶湖水運の特徴として、三つの廻船規定を取り上げている。第一章「艫折と張屋」では、荷物の積み出しの順番に関する規定が分析される。その結果、荷物は船が湊に着いた順番で積み出すこととなっており、史料の上では「艫折」と呼ばれること、その順番は、湊に置かれた帳屋が管理していた「艫折帳」に記されていたことが示され、湊によっては船持ち・問屋を兼ねた帳屋の役割が、重要であったとされる。第二章「上米と乗前」では、役銭の支払いによる例外規定が分析される。ここでは、大津では他浦の船による積み出しは禁止されていたが、「うわ米」と呼ばれた役銭を支払うことで認められ、「乗前」を支払うことで順番に拘束されることなく自由に出航することが出来たことが明らかにされている。最終的には、「うわ米」にかわり、順番規定の例外として「乗前」が一般化するようになっていく。第三章「丸船・丸子船と船株」では、船株の問題に焦点が当てられている。荷物を積み出せる船は丸船・丸子船とよばれ、その数は船株によって定められていた。しかし、船株は近世初期には他浦に出向いて荷物を積み出すことのできる権利であり、それが船を持つ権利へと替わっていったとされる。

Ⅲ「諸浦の盛衰」では、過去の研究は史料的な制約もあって、堅田・大津が中心であったのに対し、それ以外の湊をとりあげ、実態の解明に努めている。第一章「『諸浦の親郷』八幡」は堅田・大津とともに「諸浦の親郷」の一つであった八幡を、第二章「若狭との窓口今津」で日本海航路の湊であった小浜と結ばれていた今津を、第三章「東海道の渡し場矢橋」で東海道の渡し場として重要な存在であった矢橋を、第四章「彦根藩と彦根三湊」で幕府の湖水船奉行の支配が及ばなかった彦根三湊を中心とする彦根藩領の湊が、それぞれ地域史に即して叙述され、近世琵琶湖水運の全体像に迫っている。

論文審査の結果の要旨

本研究は、申請者が一九八〇年以来取り組んできた琵琶湖水運に関する諸研究を集大成したものである。織田信長段階から近世中期に及ぶ琵琶湖水運に関わる問題群のほぼ全てを取り上げ、実証的に検討したもので、今後の研究が必ず踏まえない基本的かつ包括的な研究であるといつてよい。しかも、本研究は琵琶湖水運に焦点をあてつつも、戦後の日本近世史研究が問題としてきた、①中近世移行論、②地域文化論、③畿内非領国論とほぼ全てリンクする問題を取り扱ったもので、一人琵琶湖水運史にとどまらず、中近世移行期の歴史研究全体に裨益する重要な研究である、と評価できる。

とりわけ重要な達成は、以下の三点である。第一に織田信長政権・豊臣秀吉政権の琵琶湖水運政策の相違点を明らかにし、豊臣政権の画期的意義を明らかにしたことである。従来は、織豊政権は一括して取り扱われる場合が多かったが、申請者は織田信長の「定」等を詳細に検討して、その多くが偽文書の可能性が高いことを示し、通説がのべてきた信長の水運政策や城郭戦略等が存在していなかったとする。実証的には未だ検

証の余地があるとはいえ、無視しえない説を学界に示したと評価できよう。第二に、「艫折」「張屋」「うわ米」「乗前」「丸船」など、従来史料に散見された歴史的用語を詳細に検討し、これらの歴史的意味や意義について、正確に定立したことである。従来は、これらの用語について解釈が研究者によって異なることも多く、その結果、琵琶湖水運の実態も少なからず恣意的に描かれることも多かった。三十年間、このテーマに取り組んできた申請者ならではの達成であり、学界に多くの成果をもたらすものと評価できよう。第三に、滋賀県で緻密にフィールド調査に取り組んできた申請者ならではの、地域史研究としての豊かな達成である。堅田・大津・八幡をはじめ、今津や湖北、彦根三湊、矢橋等と、その叙述は琵琶湖周辺全域に及び、さらにそれぞれの後背地にも十分目配りがなされている。数多くの滋賀県の県史・市町村史の編纂・執筆に携わってきた申請者の能力と慧眼ならではの叙述といえ、近世地域史研究全体に寄与するところも大きいといえよう。

問題点あるいは今後の課題としては以下の点が挙げられる。第一に、織田政権とするか豊臣政権とするかは別として、近世政権が琵琶湖水運史においてなした政策をどのように捉えるかという根本的視点に関わる問題である。申請者は中世的堅田の影響力と近世的な幕藩の政策の相克としてこの時代を捉えているが、そもそも中世に主体的に構築されてきた自治的体制に、いわば追認を与えるかたちで近世の諸政策がとられたと捉えることで、琵琶湖水運史の推移は、より合理的に解釈できるのではないか。この点は、本研究全体の構想に関わる問題であり、今後なお検討しなければならない課題であるといえよう。これと関わって、そもそも堅田を中心とした中世的琵琶湖水運史の部分が本研究ではあまり鮮明に描かれていない。近世的な変貌を捉えるためには、この点の検討が不可欠といえよう。第二に、申請者の史料解釈には、未だ再検討すべき

余地も存在している点である。「入船」「いりふね」「艫折」ともおり」「存知」、あるいは信長の「定」を偽文書とした箇所解釈など。確かに申請者の下した解釈は一個の新しい解釈であり、それなりに説得力のあるものといえる。ただし、この点は、一人歴史的用語の解釈に止まらない、本研究の全体像にも関わってくる重要な問題である。本研究の主張をより説得力のあるものとするためにも、今後も更なる実証的検討が求められているといえよう。

この他、琵琶湖周辺部・後背地の交通網、流通網との関連などがより考慮されれば、本研究の達成はより大きなものとなったと感じられる部分もある。だが、この点は申請者自身が自覚していることであり、また既に申請者によってこれらの研究も始められている。むしろ本研究は、そうした発展性あるテーマを数多く提供するものであり、そこに何よりも重要な意義があるといえよう。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一一年七月十一日(日)午後3時から5時まで、清心館五二七号教室で行われた。審査委員会は、申請者の学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して、博士学位に相応しい能力を有することを確認した。また、本論文の随所で引用されている漢文史料の読解・分析から、中国語(古文)について高い水準にあることを確認した。英語の論文要旨も正確であり、英語の能力も十分であることが窺える。したがって、本学学位規程第二十五条第一項により、これに関わる試験の全てを免除した。

以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第二項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

加藤 昌 弘

『イギリス国民の再編成』

——20世紀末の「ケルト的なもの」に注目した歴史的研究——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一一年三月三十一日

審査委員

主査 高橋 秀 寿

副査 米 山 裕

副査 川 島 昭 夫

論文内容の要旨

本博士論文は、グローバリゼーション時代におけるナショナリズムの台頭という一見矛盾した現代社会の現象を、20世紀末におけるイギリス国民の再編成を分析することによって解き明かそうとする意欲的な試みである。その際に本論文が着目したのは、この当時大衆現象となったケルト・ブームであり、この「ケルト的なもの」とイギリス国民の再編成を関連づけることによって、現在のイギリスにおけるナショナリズムや国民的現象を歴史的に解明した。

まず、第一部「イギリス国民の編成」の二つの章では一九六〇年代までイギリス国民がどのように編成されたのかを詳述している。その第一章「イギリス国民の編成に関する歴史的研究」では、イギリスにおける国民とケルトの研究が紹介され、ほんらいはイングランド、スコットランド、ウェールズと民族的に分断されていたにもかかわらず、帝国の存

在によって政治文化的に統合されていたイギリス国民のこの時期までの編成のあり方を指摘し、その国民が「民族性」に頼らず構成されていたことが指摘されている。第二章「想像上の「ケルト辺境」とイギリス国民」では、「ケルト」概念が一九六〇年代までのイギリス国民の編成に少なからず関わっていたことが指摘され、この「ケルト」概念がそれまでとは異なる機能をはたしていることの分析を扱う第二部「イギリス国民の再編成」につなげられている。すなわち「ケルト」はアイルランドという他者を表象するための概念として使われ、その中にはイギリス国家内部の辺境を示す概念となったというのである。

この第二部の第三章「地域主義はイギリス国民の「解体」をもたらす？」では、六〇年代に台頭した地域主義にスポットが当てられ、この運動がイギリスのあり方が根本的に問われた現象としてとらえられている。たしかにスコットランドなどの運動は、エスニックな自己規定よりも、政治的な運動として展開されたため、「ケルト」概念は直接的には登場していないが、この地域は「ケルト的」のものとして表象されていたという。さらに重要な点は、この時期から「ケルト」概念が「辺境」地域を指し示す概念から、ヨーロッパ規模に広がる空間を表象するものへと拡大したことである。

続く第四章「ケルト・ブームから見る「イギリス」」では、イギリス国民自身が一九七〇年代以降に関わった「ケルト」概念を分析するために、さまざまな「ケルト・ブーム」が扱われている。まず本論文が注目するのはテレビ番組である。一九七八年の『過去に生きる』や、日本でもNHK教育テレビで放映されたBBC制作の一九八七年の『ケルト人』の内容が詳しく紹介され、とくに後者は大きな反響をイギリス国内に呼び起こしたため、詳しく分析されている。その分析によれば、この番組は「アングロ＝ケルト」という新しい民族性を提案し、それがイギリス

国民を表象する概念として提起しているという。そこで描かれた「ケルト人」は、これまでの国民の表象がルーツとして理想としてきた定住型ではなく、つねに移動しつづける「ヨーロッパの父」としての民族である。ここには「野蛮人」とみなされていたケルト人の再評価が行われ、そこにイギリス国民のルーツが求められていると本論文は指摘している。

さらに第五章「イギリス国民は「イギリス民族」なのか？」では、「民族」としての国民意識の出現を、移民問題をめぐる言説、極右政党のイギリス国民党とケルト同盟をめぐる現象のなかで分析している。とくに興味深いのは、イギリス国民党の機関紙やパンフレットにおける写真の分析で、そこではもはやこれまでの国民的空間の表象であった「イングリッシュの田園風景」は用いられずに、ケルト的な文様やストーンヘンジの風景が使用されているという。たしかにイギリス国民党は弱小政党であるが、BBCの『ケルト人』が提示していた国民イメージに極右のナショナリストが歩調を合わせていることに本論文は注目している。

終章で本論文は、20世紀末になって「ケルト」という名の民族が、従来とは異なるイメージ・異なる物語によって表象されるようになり、それがイギリス国民にとって重要な物語の一つになったということである」と結論づけ、かつては「帝国」がまとめあげたイギリス国民はいまや「さまざまなローカルで、ディアスポラ的な物語によって再編成されること」によって、その国民としてのかたちを留めていると言えるのではないのだろうか」と指摘している。

論文審査の結果の要旨

本論文のもっとも評価すべき点は、現代社会における重要な政治・社会現象を歴史的に分析しようとしている点である。すなわち、これまで

のナショナリズム研究は、グローバルゼーション時代以前までの分析で終わることによって、グローバルゼーション時代のナショナリズムの現象については説得力ある分析を打ち出し得ていない。あるいは現代社会のナショナリズム現象を分析するだけで、その歴史的特質には言及がなされていないままである場合が多い。ところが本博士論文は、社会学の方法論を取り入れながら、イギリス国民の編成の歴史的過程を追うことによって、イギリス国民の歴史の変遷が検証され、「ケルト」にみられるような歴史的な文化的存在に国民的なルーツを求める民族主義的な性格や、そのディアスポラ的性格に着目する越境的性格など、現在におけるナショナリズムの特質を明らかにすることに成功している。その際に、国民編成の「時空間認識の再編成」を分析することで、ナショナリズムの構造的分析が可能になっている。現代社会が抱える深刻な現象を問題にした被審査者は、他の地域研究やグローバルゼーション論、〈帝国〉論などの研究者と共同研究が可能であり、今後の研究によってこれらの研究に大きく貢献できる可能性を有すると考えられる。

たしかに本論文は、「ナショナリズム」や「国民」、「民族」の定義が明確に打ち出されていないために、論理的な正確さにかけるところも見られる。また、六〇年代以前の国民編成とナショナリズムに関して分析が浅く、とくにそのナショナリズムの「物語」や時空間構造の分析が徹底して行なわれていないために、六〇年代以後の国民編成とナショナリズムの特質をその対比において明確に打ち出し得ていない部分もある。しかしそのような欠点は、今後の研究上の精進によって克服できるものであり、この欠点は本論文のもつ意欲的な試みの価値をいささかも損なわないものである。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一一年七月十一日(月) 9時から11時まで、啓明館多目的講義室で行われた。活発な議論が行われ、被審査者は審査委員の質問に真摯かつ適切に答え、問題点の指摘には実証・論理的に反論するとともに、その指摘を今後の研究生活に活かす旨を語った。

審査委員会は、本学大学院文学研究科史学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。また、申請者は学位申請論文において英語の文献の引用等を的確に行っており、博士学位に相応しい英語運用能力があることが認められるため、今回の審査にあたっては外国語の試験を免除した。

以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

小野 泰

『宋代の水利政策と地域社会』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一一年三月十一日

審査委員

主査 本田 治

副査 松田 吉郎

副査 北村 稔

副査 松本 保宣

論文内容の要旨

提出論文は第一部「宋代の水利政策」、第二部「地域社会と水利」の二部からなり、第一部では黄河と大運河における政府直轄の水利事業をとりあげ、その立案から討議をへて事業内容の決定、施工の過程をあげ、さらに竣工後の議論まで追跡し、宋代水利政策の特徴を明らかにし、第二部は浙江省沿海部における地方政府所管の水利事業をとりあげ、形成過程にある地域社会と水利政策の相互関係を明らかにしている。本論文の構成は以下の通りである。

第一部 宋代の水利政策

序 章

第一章 宋代水利政策の展開とその特徴―政治財政面からの論争

第二章 宋代運河政策の形成―淮南路を中心に―

第三章 宋代治河政策の諸問題―治水論議の前提と背景―

第四章 南宋時代の水利政策―孝宗朝の諸課題と関連して―

第二部 地域社会と水利

第一章 明州における湖田問題―廢湖をめぐる対立と水利―

第二章 広徳湖・東錢湖水利と地域社会

第三章 浙東台州の水利開発―台州黄巖県の事例について―

第四章 浙東台州の都市水利―台州城の修築と治水対策―

結論

第一部第一章では、宋代水利政策史研究の前提として勘案すべき政治環境を分析する。唐宋変革と称される社会内部の大きな変化と、十世紀を境に中国の北辺・西北辺に遊牧民が相次いで建国し中国と相對峙することになった国際環境の変化をあげる。それまで季節風の如く毎年侵入し略奪して帰っていった遊牧民が国家体制を整え宋朝と国境を接することになると、宋朝の軍事的緊張は日常化し、軍事支出と歳幣歳賜の増大は財政を圧迫し、官僚の中から事態の解決をめざす改革論議が盛んにおこった。その最初が范仲淹や歐陽脩らの言論活動を中心とする慶暦年間の改革運動であり、次が王安石の新法運動と司馬光らの反新法運動であった。筆者はこれら三つのグループの主張の根底には、共通して軍事費の膨張を主な原因とする逼迫した財政をいかにして改善するかという課題が存在したこと、范仲淹や歐陽脩、旧法党領袖の司馬光や蘇軾・蘇轍は積極的に江南水利や黄河治水を論じたが、人民の安寧のための国家が行うべき務めという伝統的な思考の枠組みからでいなかったと指摘する。一見無関係な戦時体制と治水水利問題との関連を示す例として塘澚と屯田をとりあげる。塘澚は遊牧民の侵入路にあたる河北平原に設けられたクリークで、騎馬軍団の南進を阻止する障害として幾重にもめぐらされた。屯田も縁辺に展開され緊急時には補助兵力として、平時には

塘澚を水源とする水稻生産によって、華南からの補給負担の軽減を期待した。どちらも政治的立場や主張とかわりなく北宋期を通じて実施された。それに対し神宗朝王安石らが新法の一部として立案実施した農田水利法や淤田法などの水利プロジェクトは、前世代から継承した国家主導の社会改革の思想を一層徹底させ、新たに理財という理念によって洗練化し具体化したものであり、新法は宋代水利政策史上の一つの頂点と評価する。

第二章では、水利政策の重要な柱をなす漕運、特に税糧・茶塩など官物輸送の中核をなす大運河運用を考察する。宋朝は江南を併合し全国統一を完成すると、官僚や軍隊の集中によって激増した首都人口や、北辺の軍隊への糧秣輸送は増大の一途をたどり、運河と漕運システムの整備は王朝の存亡に関わる政治課題となった。当初唐制に倣い兵士が官船を使ってルート上の要所に置かれた転搬倉と呼ばれる一時保管倉庫に順送りしていく方法がとられたが、熙寧年間からは専売塩の輸送方法の転換と呼びし徐々に民間輸送業者を雇用する直達法に移行し、コストや効率の点で改善された。システムばかりでなく技術面での改良や新ルートの開鑿も行われた。大運河は隋以来、南北の水位差をインクライン方式で調整していたが、大型化した船は引き上げる際損傷をうけやすく、通行量の増加は渋滞を生じ、輸送拡大のネックとなっていた。そこでスロープを閘門に変えドック式に改めることによって、最盛期には官運だけで年間六四〇万石を達成することができた。しかし宋朝の南渡にともない大規模補給の必要がなくなると、金軍の侵入を利するものとして、この運河も輸送システムも政府の手で破壊される。まさに宋朝にとって運河は「軍事施設」の一部であったことを示すものとする。

第三章では、宋朝における黄河治水策が論じられる。まず宋代黄河の災害発生は唐五代にくらべ頻度が増し、被災期間が長期化し被災面積の

拡大傾向が存することを指摘し、五つの主要河道の位置と発生年次を地図上に明示する。また宋初には災害発生のために文武官を現場に派遣していたが、徐々に専門化・組織化が進み、嘉祐三年の都水監の設置をもって黄河治水の行政体制が完成したとする。築堤や補堤に要する労働力が徴発から雇募へと移行する傾向がみられ、労働量が指数化され賃金算定法が確立し、治河論から天譴論的思考が後退するなど、政策決定に一定の合理性の進展を認める。しかしどの分流路を選ぶかという論争は本質的には無意味で、本流の河勢を減殺できても、流速が落ちてかえって河泥の沈殿が進行し事態を悪化させた。特に慶曆八年黄河は最北流路の商胡河道をとると、まもなく宋祁や歐陽脩らが参加した治河論争が始まり、六塔河への回河案が採用され、巨費を投じて実施されたが、失敗に終わると責任者の処罰をめぐって論争が再燃し、党争へ発展した。所轄官庁の専門化とは裏腹に論争参加者の範囲は不定で意思決定の過程は不明瞭で時の力関係に左右されるといふ脆弱さを併せ持っていたとする。

第四章では、南宋孝宗朝、江東（現在の安徽省東部）の圩田（我が輪中に似る）をめぐる地域の水利政策が論じられる。五代の南唐以来建設されてきた圩田は、浙西の围田と比べると規模が大きく官圩が多数を占めていたが、北宋末から南宋初期にかけて一旦権臣や軍閥首領に賜予され、彼らが失脚すると再び官に没収され官圩となっていた。当時、これら低湿地に建設された新タイプの水利田は、農業用水の湛水量を減少させる一方、水路の排水機能を低下させる存在としてその廃止を主張する議論が盛行し、行き過ぎた新田造成への反省がなされていた。江東の圩田も例外でなく開掘（廃止派）と守圩との主張が存在した。浙西围田と違って江東圩田の多くは開掘を免れるのだが、それは南宋政権初期に比べて軍事的緊張がやや緩和した状況で台頭した和議派官僚が、税額の確保よりも民心の慰撫を重視する傾向にあったことによると結論する。

第二部第一章では、北宋末まで明州（現在の寧波市）の西に存した農業用溜池である広徳湖をめぐる対立した守湖派と廢湖派の動向を分析しその背後に見える郷党社会の実態を明らかにしようとする。明州の本格的開発は唐太和年間県令王元暉が奉化江上流に它山堰を築き、瀦留した淡水を同時にひらいた南塘河で三江口（現在の寧波市）まで導き、鄞県城内の月湖日湖で蓄え城内上水源を確保し、城西の感潮域を淡水化したことに始まる。広徳湖は五世紀ごろにはすでに存在したと記す史料もあり、古くから県西平野の水源を担ってきたが、它山堰の建設でその役割の過半を喪失したことは確かであろう。この広徳湖が北宋末の政和八年廢止され七百頃（約四千ha）の水田が誕生した。廢湖の理由は高麗使節の応接費用の捻出のためとされたが、南宋になると迎賓館自体が廢止されてしまう。きっかけは明州奉化県の人で当時随州知事であった楼昇が政府に申請したことにより、楼昇と婚姻関係にあった鄞県桃源郷の人王正己も廢湖の利を主張した。楼・王二氏は湖畔の住人であり、廢湖により大きな利益を享受したと推測する。これに対し守湖もしくは復湖の立場から文章を発表した舒亶と王庭秀は隣県の慈溪県の人で、直接広徳湖の埋め立てによって利益を受けることがなかった。ただし居住地と広徳湖との距離の遠近は本質的な違いではなく、移住時期の先後による郷村社会への影響力の大小が彼らの湖田に対する態度をわけることになり、後世の郷紳の地域社会支配における公共性と恣意性へと繋がっていくと展望する。

第二章では、広徳湖と同様に鄞県の東南地域の農業用水源であった東錢湖について考察する。宋代東錢湖も豪強や沿湖農民の浸食に遭い、何度も廢湖の危機に瀕したが、その都度官府が介入し堤防の補強、浚渫を行って、その機能を維持してきた。廢止された広徳湖との違いは代替施設がなかったことが大きい。地方官衙の役割も見逃せない。時に王朝

国家は水利の公共性に対し目をつぶることもあったが、ぎりぎりのところで踏みとどまっていたとする。

第三章では、宋代台州黄巖県における水利開発を考察している。本格的開発は北宋元祐年間提刑使羅適の官河開浚と閘門設置に始まり、その後も孫叔豹、朱熹など歴代地方官の手で進められたが、常にこれら官府の首唱に応募する在地勢力の存在が認められ、彼らの多くは北宋以前に遷住しすでに郷村社会に地位を確立していた者であったと論ずる。しかし彼らの郷村社会における地位は安定したのではなく、水利をふくむ公共事業、慈善事業への金銭の拠出は、婚姻や交友師弟関係の構築と同じく自らの地域社会における地位保全のための保障であったのであり、宋代黄巖県は明清期に完成する郷村社会の萌芽的段階にあったと結論する。

第四章は、台州州城における治水対策を考察する。台州州城即ち負廓たる臨海県城は靈江南岸に位置していたので、たびたび大水に見舞われ損傷した。破損箇所は修繕は規模により監司、州県官が担当し、資金はそれぞれの地方官衙の財源から支出され、労働力の提供は廂軍が担ったが、城内有力戸に銭米を捐出させることもあった。城内州河の幹線の浚渫は概ね官府が資金、資材、泥土の運搬を負担し、運河末端の巷溝の浚渫は住民が負担した。

論文審査の結果の要旨

禹の治水伝説をもちだすまでもなく中国文明が黄土台地の緩斜面から氾濫原に下りて以来、河川治水の質量は村落・地域の能力をはるかに超えるものとなり、治水事業は王朝国家がなすべき重要な公的機能の一つとなった。かつてはこの部分だけを過大に評価し治水水利をもって前近代中国社会を理解する万能の鍵とした水力社会論が提唱されたこともあった。戦後の中国水利史研究はこうした一種のアジア社会論もしくは

風土論の見方に陥ることを恐れるあまり、治水灌漑と王朝国家との正当な事実関係を研究対象の外に置き、もっぱら中国社会の内的発展とすり合わせることに意を注いできた。しかし黄河治水ひとつとっても、これを平心に観察すれば、その技術・知識・経験を蓄積する場所と運用する人材の育成を可能とする組織、膨大な資金をプールする機能など、これらを提供できる組織は王朝国家以外に伝統中国社会に見いだすことはできない。井戸灌漑の如きは個人でも可能であり、小規模な溜池利用では村落程度の組織で十分管理できるが、河川や湖水など多くの施設は集団的利用が基本であり、共同体の存在しない中国社会では、最終的に公平性・公共性の担保は官府に依存せざるをえないのである。本論文は宋朝政府の水利政策の分析を通して王朝国家の治水水利における機能とその限界を正面から考察しようとした初めての試みであり、従来の研究史の罅を補おうとする意図は十分評価できる。

帝政下の政策決定では皇帝の積極的介入があるものの、一般には官僚の合議により形成される。その意味で本論文が水利政策の分析にあたり個々の官僚の言説にさかのぼって分析しているのは至当といえ、治水水利事業の実施事例の羅列や計量的考察に偏することなく、一貫して個々の治水水利の事例ごとに関連する官僚の言論を中心に、時には皇帝の意見や民間の父老の動向まで考察の対象に加えて、政策が具体化していく過程を可能な限り追跡するという方法は有効であり、今後進められるべきである。官撰史料だけでなく、広く地方志、個人文集、墓誌銘を渉猟し、丹念に積み上げていく手法はまことに手堅く労作とすべきである。例えば従来から言われている慶暦の治と王安石の治河思想について、歐陽脩らが加わった黄河治河論争のなかに王安石の治河思想につながる流れを読み取ることができたのも、本論文の発見と言ってよい。政策の決定過程を通観すると、北宋にあっては治水水利のように本質的に

地域の問題が、中央政府において天下国家の問題であるかのように論じられた。少なくとも彼らは天下国家の目線から論じた。南宋の治水水利事業特に地域的事業の場合、主に地方官が所属の上司に許可を仰ぐだけで大方実施される。賛否の議論がおこることもあるが、主張の論拠はだいたい地域の利害のどちらに正当性があるかという点にあり、北宋に比べてスケールが小さい。これは近年C・シロコウらが唱え、かなり賛同者を獲得している北宋南宋間の政治思想の断絶という仮説と一致する。ただし申請者はこの違いは南北両宋の置かれた政治環境の違いによると考えている。

先行研究に対する目配りが行きとどいていることは、現在の研究段階と本論文との関連を確認するのに有効であり、優れた点として評価できる。ただ先行研究に使われた語彙をそのまま使用すると、本論文の文脈との間に混乱が生じ論旨を読み取りにくくする。例えば、共同体や共同的的表現である。この問題については長い論争の歴史があり、現在、華北乾燥地帯を除きその存在を否定する研究者が大勢をしめている。審査委員から共同体存在の証左として挙げられた史料の示すものは所謂共同体ではなく実利主義に基づく共同労働ではないかという質問がされた。申請者にはこの語への特別の思いはなく、本論文では水の集団的利用ほどの意味で使用している旨の答えを得た。質疑のなかで他の疑問も大方払拭されたが、タームの使用についてはやはり細心の注意が必要である。

冀朝鼎も言うように、宋朝は歴代王朝のなかでもっとも治水水利に熱心に取り組んだ王朝の一つであり、また宋代は中国史の転換点にあり、前後の社会と比較の基点として水利政策を考察するのに格好の時代である。本論文はしばしば水利政策の考察から宋代が後世の萌芽段階にあることを指摘している。例えば明清時代になると国家が徐々に地方か

ら後退しその役割の一部を郷紳層が肩代わりして支配を確立するが、申請者は宋代の寧波や台州の水利開発の事例研究から、未だ地方官衙が大きな影響力を行使し、成長しつつある地域有力者層は資材提供者や助言者、世論形成者として関与するにとどまっていたという指摘は、どの先行研究の説明よりも説得力があり、実態に即している。少し苦言を呈すれば、唐以前の状況との関連についても言及して欲しかった。伝統的枠組みの一言で片付けられているのは残念である。申請者の今後の研究の発展に期待したい。

以上のように、審査委員会は、いくつかの問題点を指摘したが、本論文の多くはすでに学術雑誌に掲載され、その都度学会において高い評価を得ており、論文全体の価値を損なうほどの瑕疵ではないことを確認した。また申請者が長年高等学校にあつて教鞭をとるかたわら多忙な時間を割き、倦まず弛まず研究をつづけてこられた努力に改めて敬意を表した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一一年二月十三日午後1時から4時まで、末川記念会館第二会議室において行われた。

公開審査の際の質疑応答において、質問に対する確明瞭に答え、博士学位に相応しい学力を有することが確認された。本論文に引用された外国語文献から中国語（現代文および古文）・英語への十分な力量が窺える。したがって、本学学位規程第二十五条第一項により、これに関わる試験の全部を免除した。

審査委員会は、以上の点を総合的に判断し、本論文が本学学位規程第十八条第二項に基づき、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与するところが適当であると認める。

『古典期アテナイにおける市民と外国人の社会関係』

——ポリス社会の実像を巡って——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一一年三月三十一日

審査委員

主査 大戸千之

副査 中井義明

副査 小林 功

論文内容の要旨

本博士論文は、古典期ギリシア(前六世紀末～前四世紀末)のアテナイを事例に、ポリス成員意識を手がかりとして、市民と外国人(非市民)の社会関係の実態を検討している。そしてその分析を通じて、従来「閉鎖性」という観点から論じられがちであったポリス社会理解の再考を促したものである。

序章では研究史の整理と問題設定を行なっている。古典期のアテナイ社会の「閉鎖性」を強調する見解の基礎となっているのは前四五一〇年に成立したペリクレスの市民権法である。ここでは「市民は両親共にアテナイ人である者に限る」と定められ、これがポリス社会を強く規定していたと考えられてきた。しかし近年、かかる見解に再考を迫る研究が公刊されてきている。本論文でもこのような研究状況によりつつ、アテナイ市民と非市民の関係に関して、特にポリス成員としての意識の変

遷を通時的に分析していくことを、序章で明示している。

第1章「古典期アテナイにおける住民概念としてのアストス」では、ポリス成員を示すギリシア語「アストス」の示す実体について分析を行っている。「アストス」は中心市を意味する「アステュ」から派生した語であり、類語である「ポリテス」「ポリス」(「ポリス」から派生)とは異なり、広範囲の住民を包含する可能性のある語である。実際に市民権法が成立した前五世紀中葉以降の用例を分析した結果、市民だけでなくアテナイに居住する外国人(メトイコス)をも包摂する住民概念として「アストス」が登場し、またそれらの事例は前五世紀の最終四半世紀に集中していることが明らかとなった。この背景として考えられるものとして、本章では法や慣習(ノモス)を共有する外国人と市民との間の日常的な社会関係、および前五世紀末にクライマックスを迎えたペロポネソス戦争期間中における、メトイコスの社会や戦争に対する貢献を挙げている。

第2章「古典期アテナイにおける民主政成立の背景——市民団の一体性確立の要因をめぐって——」では、一般に「閉鎖性」の前提とされている、アテナイ市民団の一体性の確立の分析を通じて、前五世紀末に見られる関係性や成員認識をどのように評価すべきかが検討されている。その際に着目したのが「ポリテス」という語である。この後の用法の分析からは、前五世紀前半までは政治権利を行使する主体を指し示す語としてのポリテスの登場頻度は高くないという傾向が看取できる。その一方で前五世紀中葉以降、政治の主体として「ポリテス」が言及されることが急増しており、この時期に全アテナイ市民が政治の主体であるという認識が一般化したことがわかる。そしてそれと軌を一にして、個人の名誉心(フィロティミア)を否定する価値観などが生まれ、市民団の平等性に対する意識が強まっていた。

かかる意識変化の背景としては、対ペルシアを目的に形成されたデロ

ス同盟の加盟国に対するアテナイの支配が、この時期に確立したこと（いわゆる「アテナイ帝国」の成立）が挙げられる。アテナイと同盟国の、「支配」と「従属」という関係が確立した結果、アテナイ市民団全体が「アテナイ帝国」における特権的存在となった。そしてその自覚が、市民団の一体性という神話の創造につながったのである。血縁によるアテナイ市民団の閉鎖性を過度に強調するペリクレスの市民権法は、ポリス社会の「伝統」ではなく、あくまで、この時期のアテナイによる対外的支配という特殊な状況を背景としたものだった。

第3章 「前五世紀における国際関係とアウトノミア概念の展開—アテナイによる「帝国」正当化の論理をめぐって—では、前章で論じた「アテナイ帝国」による同盟国支配がどのようにして正当化されたのか、「アウトノミア」という一般には独立や自治などと訳される語の用法・概念に着目して分析した。本章での分析によると、アテナイは前四四六～五年の三〇年休戦条約における規定を根拠に、「アウトノミア」をアテナイのヘゲモニー下における自治を指す概念として解釈していた。そしてこの理解に基づいて、「アウトノミア」を「帝国」正当化の論理の一つとして用いていた。

第4章 「前四世紀におけるアテナイ社会と外国人—顕彰碑文の分析を中心に—では市民と外国人の関係性や成員意識が前四世紀以降にどのような展開を示したのか、この時期に増加する顕彰碑文を手がかりとして数量的に分析した。この時期に特徴的なのは、ポリスに貢献した外国人を顕彰する際の土地所有権（エンクテシス）と市民権付与の頻度が、前四世紀中葉を転機として増加している事実である。ここからは一方では市民団の閉鎖性を看取することが可能（名譽的な特権が多い）であるが、他方で付与頻度の急増から、特権付与を行うことに対する抵抗感が少なくなっていることが看取できる。すなわちここからは、この時期にはア

テナイで閉鎖性は絶対的な意味を有しておらず、市民／外国人の枠組みを超えた成員認識、社会関係が存在していたことを示唆される。換言すれば、前四世紀中葉以降においては、顕彰対象者たる外国人が共同体にとって純然たる他者ではなく、その内側の存在として位置づけられると考えられるのである。その背景としては、この時期にアテナイが対外的な影響力を喪失した結果、外国人に政治・経済的に大きく依存する状況が現出したことが挙げられる。

またこの時期には有力市民に対する顕彰も増加している。ここからは、前五世紀中葉以降確立した、市民団内部における平等性の意識・原則の崩壊が確認できる。有力市民はフィロティミアの獲得のため、同じ立場にある外国人との間の共同関係を築くようになっていた。同様の傾向はヘレニズム期にも続き、地位を超越する形であらたな名望家門が生まれつつあったことが本章で明らかにされた。

このような分析を踏まえて結論では、本論文全体の結論と見通しが示される。古典期アテナイにおいて、市民団の閉鎖性は絶対的な意味を有してはいなかった。閉鎖性に対する強い志向は、あくまで前五世紀後半の「アテナイ帝国」による対外的支配という、この時期に特有の状況の産物にすぎない。むしろ古典期全体を見るならば、市民は外国人との間に柔軟な関係を取り結ぶのが通常の状態であった。ポリス社会の本質は、市民団と外国人との柔軟な関係にあったのである。

そして前四世紀中葉以降は、ポリスに貢献した外国人に外国人特有の称号ではなく、エンクテシスや市民権を付与する頻度が高まった。加えて市民・外国人という身分の違いを超えて、顕彰に伴う名譽を集中的に保持する層—名望家層—が形成されるようになった。この時期にはアテナイ市民は、より広範囲の外国人をポリス共同体により近い存在として位置づけるようになっており、その傾向はヘレニズム期まで続く。

社会状況に応じてその形を変えながら、市民が外国人との間に柔軟な関係性を築くのが古典期のポリス社会の実態であり、またそれこそがアテナイ社会が活力を保持し得た理由であると論じて、本論文は閉じられる。

論文審査の結果の要旨

篠原氏は、ペリクレスの市民権法をポリスの共同体的閉鎖性を示す典型とする古代ギリシア史研究の常識を批判し、外国人に対して市民権や不動産所有権を固く閉ざしたのはアテナイの歴史でも例外的現象にすぎなかったことを、膨大な文献史料と碑文史料を使って見事に論証することに成功した。アテナイというポリスのありかたについて、共同体論的視点から論じられることが多かったかつての議論に対し、他者との関係に留意する新しい研究動向にも配慮して、内と外と両面から見ていく必要性を強調したのは、適切な判断であり、新たな視角から、市民と外国人の共存の実態をあきらかにしたことは、すぐれた成果である。

また膨大な史料を対象にしていくつかのチームの用例を網羅的に検討し、定性的にしか扱われてこなかった史料を数量化して扱うという斬新な研究手法を用い、市民と外国人がアテナイ社会の中で様々なレベルの親密な関係を構築していたことを論証している。その意欲的姿勢と、それをなしたげたひたむきな努力もまた、高く評価されるべきである。

序章において本論文全体の課題と研究の視点を提示した上で、第1章で「アストス」概念がペロポネソス戦争期（前四三二―四〇四年）に大きく変化してしまうことを意欲的に考察している。第2章でも、アテナイにおける帝国主義と支配者としての優越感が働いていた時期がいつだったのか史料に基づいて分析することにより、市民団の閉鎖性がデロス同盟期（前四七八―四〇四年）と第二次アテナイ海上同盟期（前三七八―

三五五年）に限定されることを説得的に説明している。

第3章では、とりわけペロポネソス戦争期になって盛んに喧伝されるようになった「アウトノミア」の内容分析を行なっている。そしてその結果、アテナイ人の「アルケー（支配）」がどのようにして合理化・正当化されたのかを明らかにした。最終章である第4章では膨大な顕彰碑文を渉猟し、「帝国」を失ったアテナイが積極的に外国人をポリスの中に取り込もうとする過程をデータの数量化によって解明しており、その持つ意味は大きい。加えてここでの考察はヘレニズム期への展望をも提示するものとなっており、古典期だけでなくヘレニズム期の研究にも大きな影響を与えることが容易に想像できる。

そして結論において、これまでの定説が主張してきたアテナイ市民団の閉鎖性が、「帝国」という特殊な状況下で生じた一時的現象にすぎないことを指摘したうえで、ポリス社会の本質が市民団と外国人との柔軟な関係にあったと断じるのである。

このように本論文はきわめて高いレベルの研究成果となっているが、若干の課題も指摘された。第一に、史料の読み取りかたと整理のしかたについて、やや説明不十分とみられるところが残った。第二に、前四世紀に関する近年の研究について、より詳しい紹介と解説を付し、本研究の独自性を主張したなら、議論はさらに説得的となったのではないか。第三に、第3章のみがアテナイ外部まで視野に入れた分析となっており、他の章との関係性が少しわかりにくかった。第四に、第4章における数量的分析の方法に関して、若干の問題が指摘された。そして最後に（内容に関するのではないが）、誤字脱字が若干目立った点も惜しまれる。

とはいえ本論文は、我が国における古代ギリシア史の根幹部分に大きな修正を迫るものと評価できる。その視点は独創的であり、その成果は今後の発展の可能性をはっきりと約束している。上述したような若干の

不備や今後の課題が残るものの、それは本論文の議論や価値を損ねるようなものではない。本論文の論旨はきわめて明確であり、その論じるところは慎重かつ合理的、その研究法は独創的かつ斬新である。つまり本論文が、今後の我が国における古代ギリシア史研究に大きな影響力を有していることが確信できるのである。

それゆえ審査委員会は一致して、本論文が博士の学位を授与するに充分な内容を備えていると評価した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一一年六月十三日（月）14時から16時30分まで、末川記念会館二階第二会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科史学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点、およびその他関連する評価項目等を総合的に判断して当審査委員会は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。